

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成31年1月18日
【発行者名】	ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小泉 徹也
【本店の所在の場所】	東京都千代田区永田町二丁目11番1号 山王パークタワー
【事務連絡者氏名】	出仙 学恭
【電話番号】	03(5156)5000
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	DWS グローバル公益債券ファンドDC Aコース（為替ヘッジあり） DWS グローバル公益債券ファンドDC Bコース（為替ヘッジなし）
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	各ファンドについて1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

DWS グローバル公益債券ファンドDC Aコース（為替ヘッジあり）

DWS グローバル公益債券ファンドDC Bコース（為替ヘッジなし）

（以下、上記ファンドを総称して「DWS グローバル公益債券ファンドDC」または「ファンド」という場合があります。また、上記ファンドそれぞれを「Aコース（為替ヘッジあり）」または「Aコース」、「Bコース（為替ヘッジなし）」または「Bコース」あるいは「各ファンド」という場合があります。）

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

契約型の追加型証券投資信託の受益権です。

当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社（「ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社」をいいます。以下同じ。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

各ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

各ファンドについて1兆円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額[※]とします。

※ 「基準価額」とは、信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した1口当たりの金額をいいます。なお、便宜上、1万口あたりに換算した価額で表示されることがあります。

基準価額については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

(5)【申込手数料】

ありません。

(6)【申込単位】

申込単位は、1円以上1円単位とします。

ただし、収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。

(7)【申込期間】

2019年1月19日から2019年7月22日まで（継続申込期間）

ただし、取得申込受付日がフランクフルト証券取引所の休業日、フランクフルトの銀行休業日、ニューヨーク証券取引所の休業日、ニューヨークの銀行休業日、ニューヨークにおける債券市場の取引停止日のいずれかに該当する場合、取得申込みの受付は行いません。

※ 継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(8)【申込取扱場所】

原則として、販売会社の本・支店、営業所等において申込みの取扱いを行います。

販売会社は、確定拠出年金制度を利用する場合の申込みに限り取扱うものとします。

販売会社については、委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

(9)【払込期日】

当ファンドの取得申込者は、原則として販売会社が定める日までに申込代金を申込みの販売会社に支払うものとします。詳細については、販売会社にお問合せ下さい。

各取得申込受付日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、販売会社より委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10)【払込取扱場所】

原則として、申込みの取扱いを行った販売会社（上記「(8) 申込取扱場所」をご参照下さい。）において払込みを取扱います。

(11)【振替機関に関する事項】

振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12)【その他】**①取得申込みの方法等**

a. 当ファンドは、原則として確定拠出年金法に基づいて個人または事業主が拠出した資金を運用するためのファンドです。当ファンドの取得申込者は、確定拠出年金法に定める加入者等の運用の指図に基づいて受益権の取得申込みを行う資産管理機関及び国民年金基金連合会等に限るものとします。

b. 取得申込みの受付は、原則として販売会社の営業日の午後3時までに取得申込みが行われ、かつ、当該取得申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分として取扱います。なお、当該受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の受付分として取扱います。

当ファンドは、収益の分配時に収益分配金が原則として再投資される「自動けいぞく投資専用ファンド」です。このため、取得申込者は、当該販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」にしたがって契約[※]を締結します。詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

※ 販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を用いることがあり、この場合、該当する別の名称に読み替えるものとします。

②申込受付不可日

取得申込受付日が、フランクフルト証券取引所の休業日、フランクフルトの銀行休業日、ニューヨーク証券取引所の休業日、ニューヨークの銀行休業日、ニューヨークにおける債券市場の取引停止日のいずれかに該当する場合は、販売会社の営業日であっても、取得申込みは受け付けません。

③取得申込みの受付の中止、既に受付けた取得申込みの受付の取消し等

a. 信託財産の効率的な運用に資するため必要があると委託会社が判断する場合、委託会社は、受益権の取得申込みの受付を制限または停止することができます。

b. 委託会社は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等が発生した場合、システムの誤作動等により決済または基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があると委託会社が判断した場合は、受益権の取得申込みの受付を中止すること及び既に受付けた取得申込みの受付を取消することができます。

④振替受益権について

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

当ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法及び上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

⑤投資信託の基礎知識

投資信託とは

多数の投資者からお金を集めて、ひとつの大きな資金にまとめます。
その資金を株式や債券等に分散投資して、運用する金融商品です。



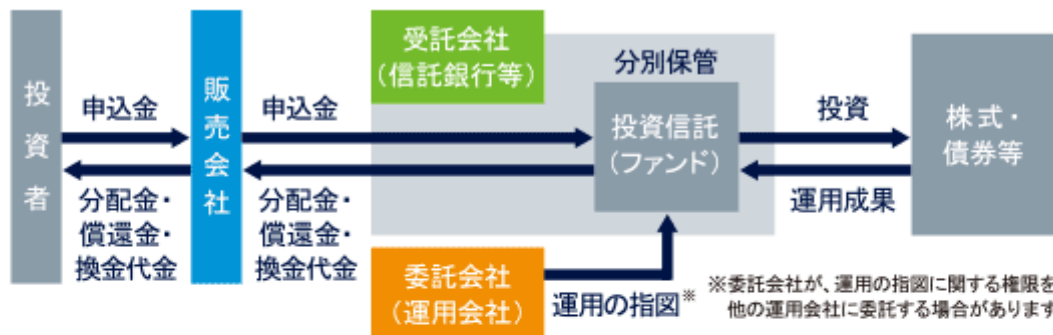
少額の資金で分散投資が可能です。運用による損益は、すべて投資者に帰属します。運用成果は、投資者の持ち分に応じて平等に分配されます。投資信託の投資対象や運用方法は、投資信託によってそれぞれ異なります。

投資信託の仕組み

委託会社(運用会社)は、投資信託の性格や運用方針等を決め、受託会社への指図を通じて実質的な運用を行います。

販売会社は、投資信託の販売、換金、分配金の支払い等を行う会社(証券会社や銀行、保険会社等の金融機関)です。

受託会社(信託銀行等)は、信託財産(投資信託において運用される株式や債券、現金等)の保管や管理を行います。信託財産は、受託会社の財産とは区別して保管されます。



留意ポイント

- (1) 購入時または換金時に手数料がかかる場合があります。
- (2) 保有期間中に運用管理費用(信託報酬)がかかります。
- (3) 信託財産留保額がかかる投資信託があります。信託財産留保額は、投資者が負担する費用で、投資信託の信託財産に繰り入れられます。
- (4) 購入期間・換金期間が限定されている場合があります。
- (5) 一般に、分配金・償還金・換金代金には税金がかかります。
- (6) 信託期間は延長される場合、もしくは繰上償還され短縮される場合があります。

投資信託は、元本保証がない金融商品です。

委託会社の照会先は以下の通りです。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

・ホームページアドレス <https://funds.dws.com/jp/>

・フリーダイヤル 0120-442-785（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

①ファンドの目的

当ファンドは、インカム・ゲインの獲得と信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

②信託金の限度額

各ファンドについて1兆円を限度とします。

ただし、委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

③基本的性格

当ファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。

<商品分類表>

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型投信	国内	株式	MMF MR F E T F	インデックス型
	海外	債券		
追加型投信	内外	不動産投信		特殊型
		その他資産()		
		資産複合		

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

<商品分類の定義について>

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づく定義は以下の通りです。

1. 「単位型投信・追加型投信」の区分のうち、「追加型投信」とは、一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
2. 「投資対象地域」の区分のうち、「内外」とは、目論見書または投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
3. 「投資対象資産（収益の源泉）」の区分のうち、「債券」とは、目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

なお、上記は当ファンドに該当する分類について記載したものです。上記以外の商品分類の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照下さい。

＜属性区分表＞

投資対象資産	決算 頻度	投資対象 地域	投資形態	為替 ヘッジ	対象イン デックス	特殊型
株式		グローバル (日本を含む)				
一般						
大型株		日本			日経225	ブル・ ベア型
中小型株	年1回					
債券		北米	ファミリー ファンド	Aコース あり (フルヘッ ジ)		条件付 運用型
一般	年2回	欧州				
公債	年4回	アジア				
社債						
その他債券	年6回 (隔月)	オセアニア			TOPIX	
クレジット属性 ()	年12回 (毎月)	中南米				ロング・ ショート 型/絶対収 益追求型
不動産投信	日々	アフリカ	ファンド・ オブ・ ファンズ	Bコース なし		
その他資産 (投資信託証券(債券))	その他 ()	中近東 (中東)			その他 ()	その他 ()
資産複合 ()						
資産配分固定型		エマージング				
資産配分変更型						

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※ 「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

＜属性区分の定義について＞

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づく定義は以下の通りです。

1. 「投資対象資産」の区分のうち、「その他資産」とは、目論見書または投資信託約款において、株式、債券及び不動産投信（リート）以外の資産を主要投資対象とする旨の記載があるものをいいます。なお、当ファンドは、マザーファンド（投資信託証券）を通じて実質的に債券に投資するため、商品分類表の「投資対象資産（収益の源泉）」においては「債券」に分類されます。
2. 「決算頻度」の区分のうち、「年1回」とは、目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
3. 「投資対象地域」の区分のうち、「グローバル」とは、目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとします。
4. 「投資形態」の区分のうち、「ファミリーファンド」とは、目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。
5. 「為替ヘッジ」の区分のうち、「あり」とは、目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいい、「なし」とは、目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

なお、上記は当ファンドに該当する属性について記載したものです。上記以外の属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照下さい。

④ファンドの特色（以下は、ファンドが主として投資を行うマザーファンドの特色を含みます。）

1. DWS グローバル公益債券マザーファンドへの投資を通じて、主に世界各国の公益企業・公社が発行する債券に投資するファンドです。

■主に電力・ガス・水道等を供給する世界の公益企業・公社が発行する債券を投資対象とします。

■上記に加え、その他の日常生活に密接なサービスを行う企業が発行する債券にも投資します。

■組入債券の平均格付は、原則としてA格相当以上となることを目指します。

■投資対象は、取得時において原則としてB B B格相当以上の投資適格債とします。

（注1）格付が公表されていない場合は、発行体の財務内容等を分析して適切と判断した格付を用います。

（注2）複数の格付機関により異なる格付が付与されている場合は、原則として上位の格付を採用します。

■債券への投資にあたっては、金利水準・流動性・信用力等を勘案して選択した銘柄に投資します。

2. Aコース（為替ヘッジあり）とBコース（為替ヘッジなし）があります。

■Aコース：実質外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図ります。（ヘッジコストがかかる場合があります。）

■Bコース：実質外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

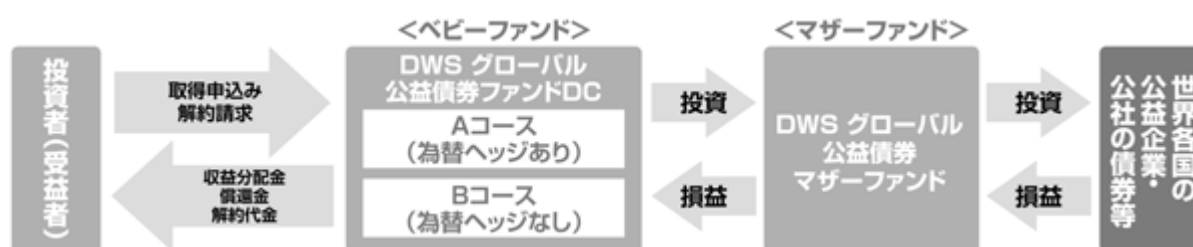
（注）販売会社によっては、Aコース、Bコースどちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せ下さい。

3. Aコースの為替ヘッジに係る運用指図及びマザーファンドに係る運用指図に関する権限を、DWS インベストメントGmbHに委託します。

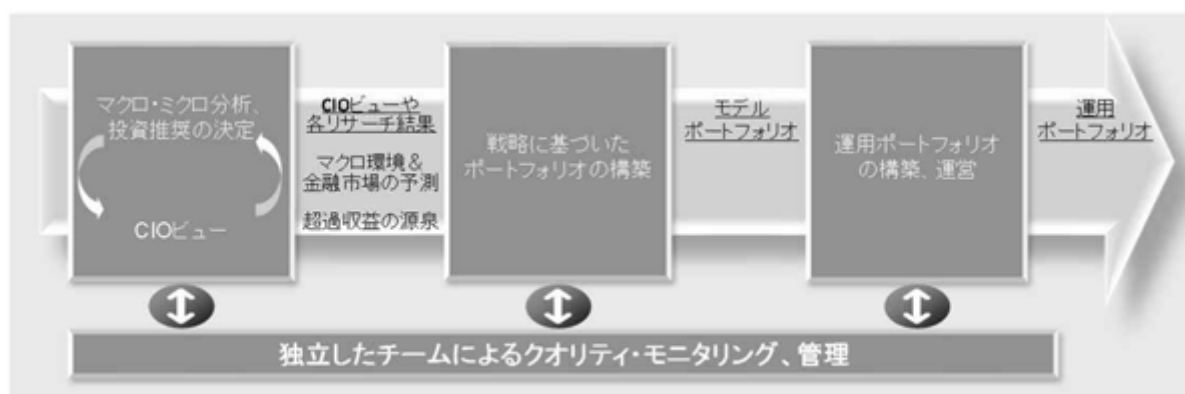
■DWS インベストメントGmbHはドイツ銀行グループの資産運用部門のドイツにおける拠点です。グローバルなネットワークを駆使し、投資家の多様なニーズに応える商品開発と優れた運用実績の実現を目指します。

4. ファミリーファンド方式[※]で運用を行います。

※ 「ファミリーファンド方式」とは、運用及び管理面の合理化・効率化をはかるため、投資者から集めた資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を主としてマザーファンドに投資して実質的な運用を行う仕組みです。



＜運用プロセス＞



ミクロ分析



（注1）上記運用プロセスはマザーファンドに関するものです。

（注2）上記は本書作成時点のものであり、今後変更となることがあります。

（注）市況動向及び資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2) 【ファンドの沿革】

2012年10月5日 信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

③委託会社の概況

a. 資本金の額（2018年11月末現在）

3,078百万円

b. 沿革

- 1985 年 モルガン グレンフェル インターナショナル アセット マネジメント（株）設立
- 1987 年 投資顧問業登録、投資一任業務認可取得
- 1990 年 ドイツ銀投資顧問（株）と合併し、ディービー モルガン グレンフェル アセット マネジメント（株）に社名を変更
- 1995 年 ディービー モルガン グレンフェル投信投資顧問（株）に社名を変更
証券投資信託委託会社免許取得
- 1996 年 ドイチェ・モルガン・グレンフェル投信投資顧問（株）に社名を変更
- 1999 年 バンカース・トラスト投信投資顧問（株）と合併し、ドイチェ・アセット・マネジ
メント（株）に社名を変更
- 2002 年 チューリッヒ・スカダー投資顧問（株）と合併
- 2005 年 ドイチェ・アセット・マネジメント（株）とドイチェ信託銀行（株）の資産運用
サービス業務を統合
資産運用部門はドイチェ・アセット・マネジメント（株）に一本化

c. 大株主の状況（2018年11月末現在）

- 名 称： DWS グループ GmbH & Co. KGaA
- 住 所： ドイツ連邦共和国60329 ヘッセン フランクフルト・アム・マイン マインツァー・ラ
ント通り11-17
- 所有株式： 61,560株
- 所有比率： 100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

①基本方針

当ファンドは、インカム・ゲインの獲得と信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

②運用方法

a. 投資対象

DWS グローバル公益債券マザーファンド（以下「マザーファンド」ということがあります。）の受益証券を主要投資対象とします。

b. 投資態度

1) 主としてマザーファンドの受益証券への投資を通じて、主に世界各国の公益企業・公社が発行する債券に投資を行い、インカム・ゲインの獲得と信託財産の中長期的な成長を目指します。

2) <Aコース>

実質外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行います。

<Bコース>

実質外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

3) 信託財産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスクもしくは為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引及び金利に係るオプション取引、並びに外国の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引及び金利に係るオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。

4) 信託財産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスクもしくは為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。

5) 信託財産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスクもしくは為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことができます。

6) 市況動向及び資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

<マザーファンドの投資方針>

①基本方針

マザーファンドは、インカム・ゲインの獲得と信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

②運用方法

a. 投資対象

世界各国の公益企業・公社が発行する債券を主要投資対象とします。

b. 投資態度

1) 主として、世界各国の公益企業・公社が発行する債券に投資を行い、インカム・ゲインの獲得と信託財産の中長期的な成長を目指します。

2) 債券への投資にあたっては、金利水準・流動性・信用力等を勘案して選択した銘柄に投資します。

3) 外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

4) 信託財産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスクもしくは為替変動リスクを回避するため、有価証券先物取引等を行うことができます。

5) 信託財産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスクもしくは為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行うことができます。

6) 信託財産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスクもしくは為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことができます。

7) 市況動向及び資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

①投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款に定めるものに限りません。）
 - ハ. 金銭債権
 - ニ. 約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

②投資の対象とする有価証券等

a. 委託会社は、信託金を、主として、ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社を委託会社とし、株式会社りそな銀行を受託会社として締結されたDWS グローバル公益債券マザーファンドの受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図するものとします。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. 資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）
11. コマーシャル・ペーパー
12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）及び新株予約権証券
13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1. から上記12. までの証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
15. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。下記16. において同じ。）で下記16. で定めるものの以外のもの
16. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下本16. において同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りません。）
19. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

21. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 22. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 23. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 24. 外国の者に対する権利で上記23. の有価証券の性質を有するもの
- なお、上記1. の証券または証書及び上記13. 並びに上記19. の証券または証書のうち上記1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、上記2. から上記6. までの証券並びに上記16. の証券及び上記13. 並びに上記19. の証券または証書のうち上記2. から上記6. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、上記14. 及び上記15. の証券を以下「投資信託証券」といいます。
- b. 委託会社は、信託金を、上記a. に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下同じ。）により運用することを指図することができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で上記5. の権利の性質を有するもの
- c. 上記a. の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は信託金を主として上記b. に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

<マザーファンドの投資対象>

①投資の対象とする資産の種類

マザーファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款に定めるものに限りま。
 - ハ. 金銭債権
 - ニ. 約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

②投資の対象とする有価証券等

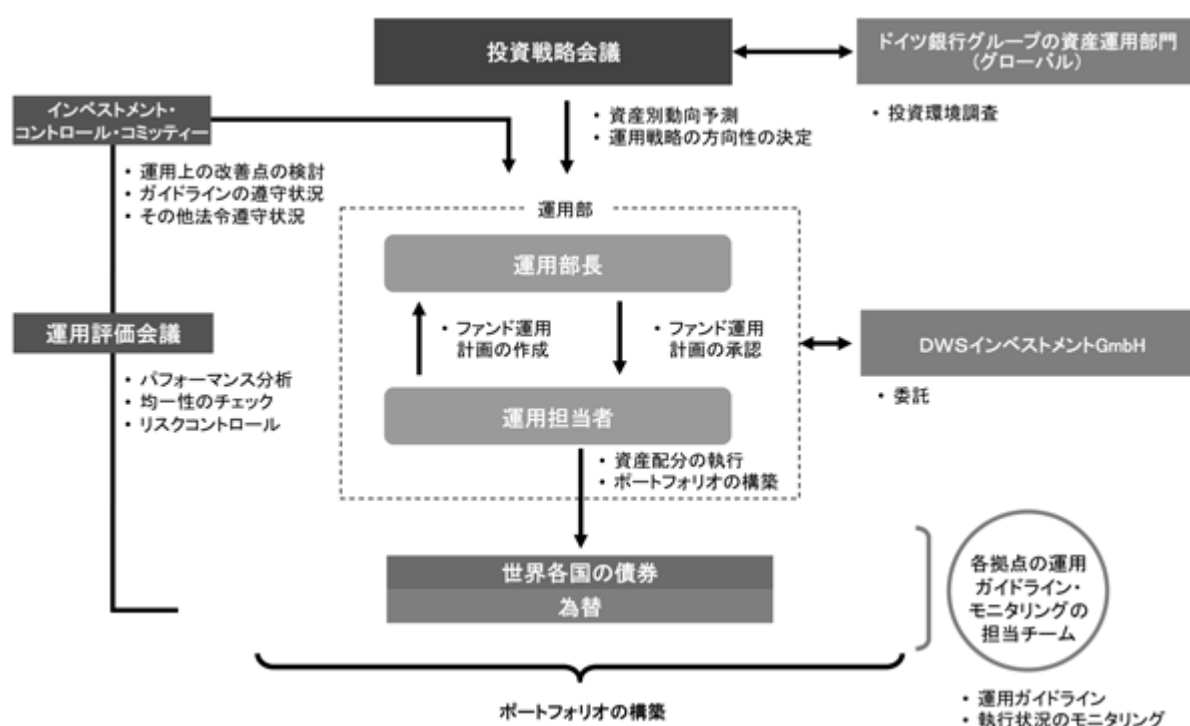
- a. 委託会社（委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。）は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図するものとします。
1. 株券または新株引受権証書
 2. 国債証券
 3. 地方債証券
 4. 特別の法律により法人の発行する債券
 5. 社債券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
 6. 資産の流動化に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
 8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

9. 資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
 10. 資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）
 11. コマーシャル・ペーパー
 12. 新株引受権証券及び新株予約権証券
 13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1. から上記12. までの証券または証書の性質を有するもの
 14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 15. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。下記16. において同じ。）で下記16. で定めるもの以外のもの
 16. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下本16. において同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
 17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
 19. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 21. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 22. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 23. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 24. 外国の者に対する権利で上記23. の有価証券の性質を有するもの
- なお、上記1. の証券または証書及び上記13. 並びに上記19. の証券または証書のうち上記1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、上記2. から上記6. までの証券並びに上記16. の証券及び上記13. 並びに上記19. の証券または証書のうち上記2. から上記6. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、上記14. 及び上記15. の証券を以下「投資信託証券」といいます。
- b. 委託会社は、信託金を、上記a. に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。
 1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で上記5. の権利の性質を有するもの
 - c. 上記a. の規定にかかわらず、マザーファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は信託金を主として上記b. に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3)【運用体制】

当ファンドの運用体制は、以下の通りです。

<運用体制>

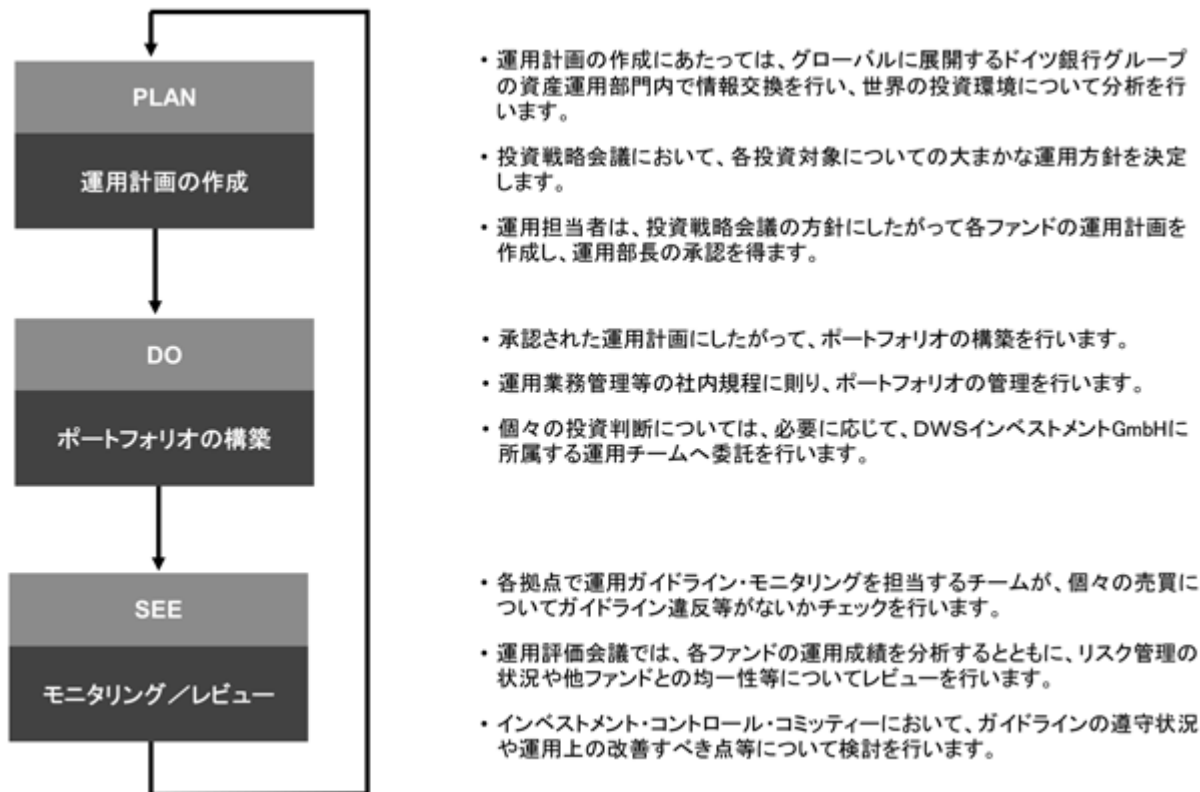


委託会社は、Aコースの為替ヘッジに係る運用指図及びマザーファンドの運用指図に関する権限をDWSインベストメントGmbH（所在地：ドイツ フランクフルト）に委託します（以下「運用委託先」という場合があります。）。運用計画の作成、法令等の遵守状況確認、運用評価及びリスク管理等のその他運用に関連する業務は、委託会社の運用部が行います。当該運用部における主な意思決定機関は、投資戦略会議、運用評価会議、インベストメント・コントロール・コミッティーの3つがあります。これらはいずれも運用部長が主催し、各運用担当者及び必要に応じて関係部署の代表者が参加して行われます。

投資戦略会議では、投資環境予測や運用戦略の方向性の決定等、運用計画の作成に必要な基本的な事項を審議します。運用評価会議では、超過収益率の要因分析や投資行動、均一性等を含めて審議します。インベストメント・コントロール・コミッティーでは、顧客勘定における運用リスクに係る諸問題等を把握し、必要な意思決定を行います。これらの運用体制については、社内規程及び運用部部内規程により定められています。

運用委託先の管理体制については、当該委託先との継続的な情報交換及び定期的な訪問等を通じて、運用面、法令遵守面、業務執行面から評価を行います。評価結果は上述のインベストメント・コントロール・コミッティーに報告され、同コミッティーは必要に応じて適切な措置を行います。

＜運用の流れ＞



＜内部管理及びファンドに係る意思決定を監督する組織＞

インベストメント・コントロール・コミッティーは、その活動内容等をエグゼクティブ・コミッティーに報告します。エグゼクティブ・コミッティーは代表取締役が議長を務め、委託会社の業務運営、リスク管理及び内部統制等に係る諸問題を把握し、取締役会決議事項については取締役会に対する諮問機関であるとともに、それ以外の事項については代表取締役が行う意思決定を補佐する機関としての役割を担います。さらに、コンプライアンス統括部は、運用部から独立した立場でガイドライン遵守状況及び利益相反取引等の検証を行います。また、独立したモニタリング活動として、すべての部門から独立した監査部が内部統制の有効性及び業務プロセスの効率性を検証し、経営陣に対して問題点の指摘、改善点の提案を行います。上記各組織については、その内部管理機能の有効性の観点から十分な人員を確保しております。

＜委託会社等によるファンドの関係法人に対する管理体制＞

当ファンドの受託会社に対する管理については、証券投資信託契約に基づく受託会社としての業務の適切な遂行及び全体的なサービスレベルを委託会社の業務部においてモニターしております。

運用委託先に対しては、運用委託に関する社内規程に基づき管理します。委託会社は、資産運用能力（運用パフォーマンス実績）、信用力、リスク管理能力（運用ガイドラインの遵守状況を含みます。）及び内部統制の状況（または内部監査の実施状況）の観点から、定期的に運用委託先を定量的・定性的に評価します。評価結果はインベストメント・コントロール・コミッティーに報告され、同コミッティーは評価結果を踏まえて運用委託先の契約継続の可否等を検討します。また重要な契約違反、エラーまたは問題点等が判明した場合、直ちに運用委託先に報告及び是正を求めるものとします。

（注）運用体制は、今後変更となる場合があります。

(4)【分配方針】

毎決算時（原則として毎年4月20日。ただし、当該日が休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

- ①分配対象額の範囲は、経費等控除後の繰越分を含めた利子・配当収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ②収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- ③留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき元本部分と同一の運用を行います。

（注）将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

(5)【投資制限】

＜信託約款で定める投資制限＞

①株式への投資制限

株式への実質投資割合[※]は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

※ 「実質投資割合」とは、ファンドに属する当該資産の時価総額とマザーファンドに属する当該資産のうちファンドに属するとみなした額（ファンドに属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の信託財産の純資産総額に占める割合をいいます。以下同じ。

②外貨建資産への投資制限

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

③新株引受権証券及び新株予約権証券への投資制限

新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。

④投資信託証券への投資制限

投資信託証券（マザーファンドの受益証券及び上場投資信託証券（金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券をいいます。）を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

⑤信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以下とし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

⑥同一銘柄の株式等への投資制限

- a. 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- b. 同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

⑦同一銘柄の転換社債及び転換社債型新株予約権付社債への投資制限

同一銘柄の転換社債及び転換社債型新株予約権付社債（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの並びに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがあるものをいいます。以下同じ。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

⑧投資する株式等の範囲

- a. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの及び金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券については、この限りではありません。

- b. 上記a.の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券及び新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

⑨信用取引の指図範囲

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができますものとします。
- b. 上記a.の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社が発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
1. 信託財産に属する株券及び新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券
 3. 有償増資により取得する株券
 4. 売出しにより取得する株券
 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求及び新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）の行使により取得可能な株券
 6. 信託財産に属する新株引受権証券及び新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券及び新株予約権付社債券の新株予約権（上記5.に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券
- c. 委託会社は、信託財産で保有する有価証券を信用取引の委託保証金の代用として差入れることの指図をすることができるものとします。

⑩先物取引等の運用指図

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取扱うものとします。（以下同じ。）
- b. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、並びに為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引並びに外国の取引所における通貨に係る先物取引及びオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- c. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引及びオプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

⑪スワップ取引の運用指図

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスクもしくは為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行うことの指図をすることができます。
- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- d. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑫金利先渡取引及び為替先渡取引の運用指図

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスクもしくは為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- b. 金利先渡取引及び為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. 金利先渡取引及び為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

- d. 委託会社は、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑬デリバティブ取引等に係る投資制限

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

⑭有価証券の貸付の指図及び範囲

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式及び公社債を次の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- b. 上記 a. に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑮公社債の空売り

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることを指図することができます。なお、当該売付の決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡または買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- b. 上記 a. の売付の指図は、当該売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記 b. の売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

⑯公社債の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- b. 上記 a. の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記 b. の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- d. 上記 a. の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

⑰特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑱外国為替予約取引の指図

- a. 委託会社は、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。以下本⑱において同じ。）について、信託財産の効率的な運用に資するため、並びに為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。
- b. 上記 a. の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- c. 上記 b. の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- d. 上記 a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

⑲資金の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用並びに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資

に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、当該有価証券等の解約代金及び当該有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
- c. 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- d. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

<マザーファンドの信託約款で定める投資制限>

①株式への投資制限

株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

②外貨建資産への投資制限

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

③新株引受権証券及び新株予約権証券への投資制限

新株引受権証券及び新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。

④投資信託証券への投資制限

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

⑤信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以下とし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

⑥同一銘柄の株式等への投資制限

- a. 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- b. 同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

⑦同一銘柄の転換社債及び転換社債型新株予約権付社債への投資制限

同一銘柄の転換社債及び転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

⑧投資する株式等の範囲

- a. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの及び金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券については、この限りではありません。
- b. 上記a.の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券及び新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

⑨信用取引の指図範囲

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。
- b. 上記a.の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社が発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 - 1. 信託財産に属する株券及び新株引受権証書の権利行使により取得する株券
 - 2. 株式分割により取得する株券

3. 有償増資により取得する株券
 4. 売出しにより取得する株券
 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求及び新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り
ます。）の行使により取得可能な株券
 6. 信託財産に属する新株引受権証券及び新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する
新株予約権証券及び新株予約権付社債券の新株予約権（上記5. に定めるものを除きます。）の行使によ
り取得可能な株券
- c. 委託会社は、信託財産で保有する有価証券を信用取引の委託保証金の代用として差入れることの指図をすること
ができるものとします。

⑩先物取引等の運用指図

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商
品取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引並びに外国の取引
所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- b. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、並びに為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所
における通貨に係る先物取引並びに外国の取引所における通貨に係る先物取引及びオプション取引を行うこと
の指図をすることができます。
- c. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所
における金利に係る先物取引及びオプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行
うことの指図をすることができます。

⑪スワップ取引の運用指図

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスクもしくは為替変動リスクを回避す
るため、スワップ取引を行うことの指図をすることができます。
- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。た
だし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとしま
す。
- d. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供ある
いは受入れの指図を行うものとします。

⑫金利先渡取引及び為替先渡取引の運用指図

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスクもしくは為替変動リスクを回避す
るため、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- b. 金利先渡取引及び為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないも
のものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありませ
ん。
- c. 金利先渡取引及び為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評
価するものとします。
- d. 委託会社は、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたとき
は、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑬デリバティブ取引等に係る投資制限

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、合理的な方法により
算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

⑭有価証券の貸付の指図及び範囲

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式及び公社債を次の範囲内で貸付け
ることの指図をすることができます。
 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超
えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額
面金額の合計額を超えないものとします。

b. 上記a. に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑮公社債の空売り

a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることを指図することができます。なお、当該売付の決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

b. 上記a. の売付の指図は、当該売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記b. の売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

⑯公社債の借入れ

a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

b. 上記a. の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記b. の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

d. 上記a. の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

⑰特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑱外国為替予約取引の指図

a. 委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、信託財産の効率的な運用に資するため、並びに為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。

b. 上記a. の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

c. 上記b. の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

<法令で定める投資制限>

①同一法人の発行する株式への投資制限（投信法第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、次のa. の数がb. の数を超えることとなる場合には、当該株式を信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

a. 委託会社が運用の指図を行うすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数

b. 当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数

②デリバティブ取引に係る投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

③信用リスク集中回避のための投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号の2）

委託会社は、信託財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいう。）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

(1)当ファンドの主なリスク及び留意点

当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて、債券等の値動きのある証券（外貨建資産には、この他に為替変動リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元金が保証されているものではありません。当ファンドに生じた利益及び損失は、すべて受益者に帰属します。

当ファンドの基準価額は、主に以下のリスクにより変動し、損失を生じるおそれがあります。

なお、当ファンドは預貯金と異なります。

①金利変動リスク

債券価格は、通常、金利が上昇した場合には下落傾向となり、金利が低下した場合には上昇傾向となります。したがって、金利が上昇した場合には、保有している債券の価格は下落し、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

②信用リスク

債券及びコマーシャル・ペーパー等短期金融商品の価格は、発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化を含む信用状況等の悪化により、下落することがあります。特に、デフォルト（債務不履行）が生じた場合または予想される場合には、当該商品の価格は大きく下落（価格がゼロとなることもあります。）し、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

③為替変動リスク

当ファンドは主に外国の債券に投資しますので、ファンドの基準価額は、当該外貨建資産の通貨と日本円との間の為替レートの変動の影響を受けます。外貨建資産の価格は、通常、為替レートが円安になれば上昇しますが、円高になれば下落します。したがって、為替レートが円高になれば外貨建資産の価格が下落し、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

Aコースについては、原則として対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図りますので、為替変動による基準価額への影響は軽減されますが、影響がすべて排除されるわけではありません。また、ヘッジ対象通貨と円との金利差等が反映されたヘッジコストがかかり、基準価額の下落要因となることがあります。Bコースについては、原則として対円での為替ヘッジを行いませんので、基準価額は為替変動による影響を直接受けま

④カントリーリスク

投資対象国の政治、経済情勢の変化等により、市場が混乱した場合や、組入資産の取引に関わる法制度の変更が行われた場合等には、有価証券等の価格が変動したり、投資方針に沿った運用が困難な場合があります。これらにより、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

⑤流動性リスク

急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、機動的に有価証券等を売買できないことがあります。このような場合には、当該有価証券等の価格の下落により、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

⑥その他の留意点

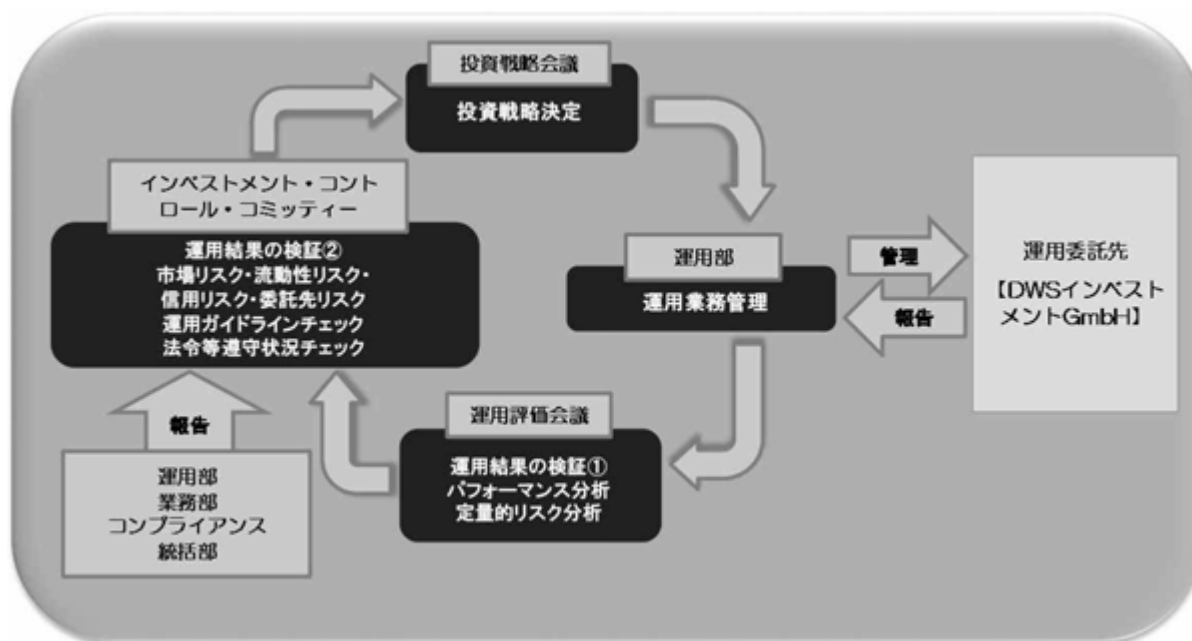
- ・当ファンドの追加設定（ファンドへの資金流入）及び一部解約（ファンドからの資金流出）による資金の流出入に伴い、基準価額が影響を受ける場合があります。大量の追加設定があった場合、マザーファンドにおいても原則として迅速に有価証券の組入れを行います。買付予定銘柄によっては流動性等の観点から買付終了までに時間がかかることがあります。同様に大量の解約があった場合にも解約資金を手当てするため保有証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や取引量等の状況によって、基準価額が大きく変動する可能性があります。また、マザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドの追加設定・一部解約等により、当該マザーファンドにおいて売買が生じた場合等には、ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。
- ・委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等が発生した場合、システムの

誤作動等により決済または基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があると委託会社が判断した場合は、取得申込み・解約請求の受付を中止すること及び既に受付けた取得申込み・解約請求の受付を取消することができます。

- ・当ファンドの資産規模によっては、投資方針に沿った運用が効率的にできない場合があります。その場合には、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣る可能性があります。
- ・各ファンドは、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合等に必要な手続き等を経て繰上償還されることがあります。
- ・資金動向、市況動向その他の要因により、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- ・当ファンドは、以下の日は取得申込み及び解約請求の受付を行いません。
フランクフルト証券取引所の休業日、フランクフルトの銀行休業日、ニューヨーク証券取引所の休業日、ニューヨークの銀行休業日、ニューヨークにおける債券市場の取引停止日のいずれかに該当する日
- ・法令・税制・会計制度等は今後変更される可能性もあります。
- ・投資対象国の政府当局による、海外からの投資規制や課徴的な税制、海外からの送金規制等の様々な規制の導入や政策変更等により、投資対象国の証券への投資が悪影響を被る可能性があります。
- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ・分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があり、その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、投資者のファンドの取得価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド取得後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

(2)投資リスクに対する管理体制

委託会社のリスク管理体制は以下の通りです。



委託会社では2つの検証機能を有しています。1つは運用評価会議で、ここではパフォーマンス分析及び定量的リスク分析が行われます。もう1つはインベストメント・コントロール・コミッティーで、ここでは運用部、業務部、コンプライアンス統括部から市場リスク、流動性リスク、信用リスク、委託先リスク、運用ガイドライン・法令等遵守状況等様々なリスク管理状況が報告され、検証が行われます。このコミッティーで議論された内容は、取締役会から一部権限を委譲されたエグゼクティブ・コミッティーに報告され、委託会社として必要な対策を指示す

る体制がとられています。運用部ではこうしたリスク管理の結果も考慮し、次の投資戦略を決定し、日々の運用委託先管理業務を行っております。

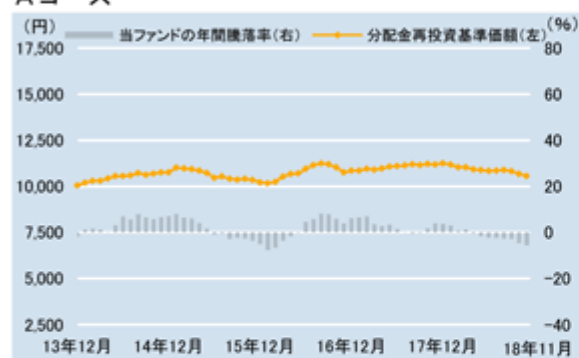
（注）投資リスクに対する管理体制は、今後変更となる場合があります。

(参考情報)

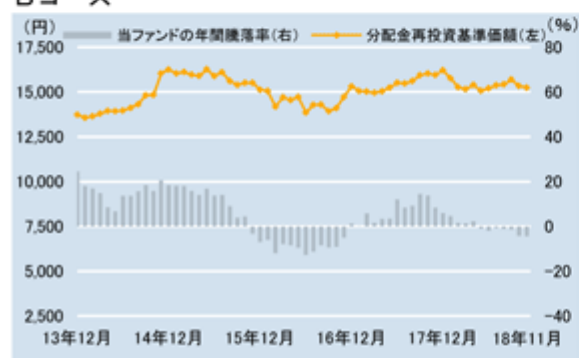
当ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移 ※1, ※2

(2013年12月～2018年11月)

A コース



B コース



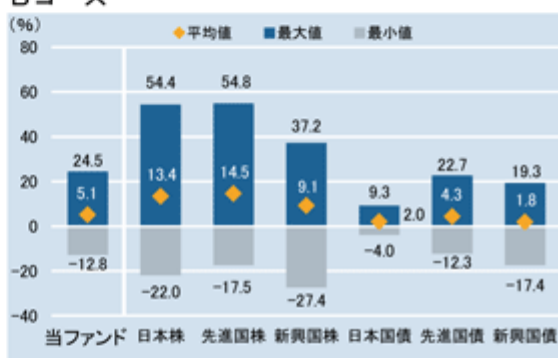
当ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較 ※1, ※3, ※4

(2013年12月～2018年11月)

A コース



B コース



※1 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。なお、当ファンドの年間騰落率は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※2 分配金再投資基準価額の推移は、各月末の値を記載しております。なお、分配金（税引前）を再投資したものとして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。ただし、設定来の分配金が0円のファンドにつきましては基準価額と同一となっております。

※3 2013年12月～2018年11月の5年間の年間騰落率の平均値・最大値・最小値を、当ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

※4 各資産クラスの指数は以下のとおりです。

日本株：TOPIX（配当込み）

先進国株：MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円ベース）

新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）

日本国債：NOMURA-BPI国債

先進国債：FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）

新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド（円ベース）

（注1）すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

（注2）先進国株、新興国株、先進国債及び新興国債の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

各資産クラスの指数について

- ・ T O P I X（東証株価指数）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」といいます。）の知的財産であり、この指数の算出、数値の公表、利用等株価指数に関するすべての権利は、東証が有しています。東証は、T O P I Xの算出もしくは公表の方法の変更、T O P I Xの算出もしくは公表の停止またはT O P I Xの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。
- ・ M S C I コクサイ・インデックス及びM S C I エマージング・マーケット・インデックスは、M S C I インク（以下「M S C I」といいます。）が算出する指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はM S C I に帰属します。また、M S C I は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。
- ・ N O M U R A－B P I は、野村證券株式会社が公表している指数で、その知的財産権その他一切の権利は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社はN O M U R A－B P I を用いて行われるドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の事業活動・サービスに関し一切の責任を負いません。
- ・ F T S E 世界国債インデックス（除く日本）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている指数です。同指数に関する著作権、知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。
- ・ J P モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイドは、JPMorgan Chase & Co. の子会社であるJ.P. Morgan Securities LLC（以下「J.P.Morgan」といいます。）が算出する債券インデックスであり、その著作権及び知的所有権は同社に帰属します。J.P. Morganは、J P モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド及びそのサブインデックスが参照される可能性のある、または販売奨励の目的でJ P モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド及びそのサブインデックスが使用される可能性のあるいかなる商品についても、出資、保証、または奨励するものではありません。J.P. Morganは、証券投資全般もしくは本商品そのものへの投資の適否またはJ P モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド及びそのサブインデックスが債券市場一般のパフォーマンスに連動する能力に関して、何ら明示または黙示に、表明または保証するものではありません。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込みに係る手数料はありません。

(2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）に係る手数料はありません。

(3)【信託報酬等】

①各ファンドの信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、各ファンドの信託財産の純資産総額に年率1.08%（税抜1.00%）を乗じて得た額とし、その配分及び役務の内容は以下の通りです。

	配分（年率、税抜）	役務の内容
委託会社	0.48%	委託した資金の運用等の対価
販売会社	0.48%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内での当ファンドの管理等の対価
受託会社	0.04%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価

（注）委託会社及び受託会社の報酬は、ファンドから支払われます。信託報酬の販売会社への配分は、販売会社が行うファンドの募集の取扱い等に関する業務に対する代行手数料であり、ファンドから委託会社に支払われた後、委託会社より販売会社に対して支払われます。

- ②上記①の信託報酬並びに当該信託報酬に係る消費税及び地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）は毎日計上され、基準価額に反映されます。なお、第1期計算期間を除く毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日のときは、その翌営業日を6ヵ月の終了日とします。以下同じ。）及び毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支弁するものとします。
- ③Aコースの為替ヘッジに係る運用指図及びマザーファンドの運用指図を行うDWSインベストメントGmbHに対する投資顧問報酬は、委託会社が受ける信託報酬の中から支払われます。

(4)【その他の手数料等】

- ①当ファンドにおいて、信託事務の処理等に要する諸費用（ファンドの監査に係る監査法人への報酬、法律・税務顧問への報酬、目論見書・運用報告書等の作成・印刷等に係る費用等を含みます。以下同じ。）、組入資産の売買委託手数料、資産を外国で保管する場合の費用、租税等がかかります。これらは原則として信託財産が負担します。
- ただし、これらの費用のうち信託事務の処理等に要する諸費用の信託財産での負担は、その純資産総額に対して年率0.10%を上限とします。
- ②信託事務の処理等に要する諸費用は毎日計上され、基準価額に反映されます。なお、第1期計算期間を除く毎計算期間の最初の6ヵ月終了日及び毎計算期末または信託終了のときに消費税等相当額とともに信託財産中から支払われます。
- ③上記①の手数料等は、運用状況等により変動するものであり、信託事務の処理等に要する諸費用を除き事前に料率、上限額等を表示することができません。

(5)【課税上の取扱い】

受益者が、確定拠出年金法に定める加入者等の運用の指図に基づいて受益権の取得申込みを行う資産管理機関及び国民年金基金連合会等の場合は、所得税及び地方税がかかりません。

なお、上記以外の日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下の取扱いとなります。

①個別元本方式について

追加型株式投資信託については、受益者毎の信託時の受益権の価額等が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数口座で同一ファンドを取得する場合は当該口座毎に個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については下記「②収益分配金について」をご参照下さい。）

②収益分配金について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者の元本の一部払戻しに相当する部分）の区別があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、(i)当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、(ii)当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

③課税の取扱いについて

以下の内容は2018年11月末現在の税法に基づくものであり、税法が改正された場合等には内容が変更されることがあります。

a. 個人の受益者に対する課税

◆収益分配金の取扱い

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、原則として20.315%（所得税15.315%及び地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行い、総合課税または申告分離課税を選択することもできます。

◆一部解約金、償還金の取扱い

一部解約時及び償還時の差益については譲渡所得となり、原則として20.315%（所得税15.315%及び地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。なお、特定口座において「源泉徴収あり」を選択した場合には、20.315%（所得税15.315%及び地方税5%）の税率による源泉徴収が行われます。

収益分配金のうち、所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。また、配当控除の適用はありません。

b. 法人の受益者に対する課税

◆収益分配金、一部解約金、償還金の取扱い

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金並びに一部解約時及び償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税のみ）の税率で源泉徴収され、法人の受取額となります。なお、地方税の源泉徴収はありません。

収益分配金のうち、所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。また、益金不算入制度は適用されません。

（注1）上記のほか、販売会社によっては、受益権を買い取る場合があります。買取請求時の課税の取扱いについて、詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

（注2）課税上の取扱いの詳細については、税務専門家または税務署にご確認下さい。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

DWS グローバル公益債券ファンドDC Aコース（為替ヘッジあり）

（平成30年11月30日現在）

資産の種類	地域別（国名）	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	46,158,743	100.56
コール・ローン・その他の資産（負債控除後）	—	△257,231	△0.56
合計（純資産総額）		45,901,512	100.00

DWS グローバル公益債券ファンドDC Bコース（為替ヘッジなし）

（平成30年11月30日現在）

資産の種類	地域別（国名）	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	17,317,228	100.12
コール・ローン・その他の資産（負債控除後）	—	△21,266	△0.12
合計（純資産総額）		17,295,962	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（参考）DWS グローバル公益債券マザーファンド

（平成30年11月30日現在）

資産の種類	地域別（国名）	時価合計（円）	投資比率（％）
特殊債券	フランス	1,711,029,153	1.45
	オランダ	683,469,747	0.58
	スウェーデン	334,925,075	0.28
	デンマーク	2,900,350,051	2.46
	チェコ	883,058,656	0.75
	ケイマン諸島	741,946,289	0.63
	オーストラリア	952,621,222	0.81
	韓国	1,493,732,696	1.27
	英ヴァージン諸島	1,195,775,953	1.01
	アラブ首長国連邦	3,629,800,749	3.07
	小計	14,526,709,591	12.31

社債券	アメリカ	59,101,611,717	50.07
	カナダ	2,709,727,710	2.30
	チリ	176,546,952	0.15
	ドイツ	2,897,469,316	2.45
	イタリア	3,457,118,246	2.93
	フランス	5,689,753,152	4.82
	オランダ	10,209,159,389	8.65
	スペイン	3,715,612,471	3.15
	アイルランド	2,272,010,399	1.92
	イギリス	4,036,950,269	3.42
	スウェーデン	406,481,478	0.34
	チェコ	1,007,252,056	0.85
	スロバキア	816,144,906	0.69
	オーストラリア	640,951,819	0.54
	インド	387,971,792	0.33
	イスラエル	298,674,032	0.25
	英ヴァージン諸島	592,849,546	0.50
	小計	98,416,285,250	83.37
コール・ローン・その他の資産(負債控除後)		—	4.32
合計(純資産総額)		118,049,117,431	100.00

(注) 投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

DWS グローバル公益債券ファンドDC Aコース（為替ヘッジあり）

<評価額(全銘柄)>

(平成30年11月30日現在)

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価金額 (円)	評価 単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託受益証券	DWS グローバル公益債券マザーファンド	25,638,049	1.7913	45,927,579	1.8004	46,158,743	100.56

<種類別投資比率>

(平成30年11月30日現在)

種類	国内／外国	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	国内	100.56
合計		100.56

DWS グローバル公益債券ファンドDC Bコース（為替ヘッジなし）

<評価額(全銘柄)>

(平成30年11月30日現在)

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価金額 (円)	評価 単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託受益証券	DWS グローバル公益債券マザーファンド	9,618,545	1.7932	17,248,245	1.8004	17,317,228	100.12

<種類別投資比率>

(平成30年11月30日現在)

種類	国内／外国	投資比率（％）
親投資信託受益証券	国内	100.12
合計		100.12

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄及び種類別の評価金額の比率をいいます。

(参考) DWS グローバル公益債券マザーファンド

<評価額(上位30銘柄)>

(平成30年11月30日現在)

順位	国／ 地域	種 類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価金額 (円)	評価 単価 (円)	評価金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	アメ リカ	社 債 券	BRKHEC 6.25% 10/15/37	20,000,000	14,771.75	2,954,350,308	13,897.46	2,779,493,038	6.25	2037/10/15	2.35
2	アメ リカ	社 債 券	BRKHEC 3.5% 02/01/25	23,500,000	11,326.80	2,661,798,550	11,161.13	2,622,866,993	3.5	2025/2/1	2.22
3	アメ リカ	社 債 券	DUK 6.4% 06/15/38	16,000,000	15,155.50	2,424,881,133	14,082.19	2,253,151,096	6.4	2038/6/15	1.91
4	アメ リカ	社 債 券	KMI 6.95% 01/15/38	17,800,000	13,532.31	2,408,752,734	12,630.23	2,248,181,337	6.95	2038/1/15	1.90
5	カナ ダ	社 債 券	TRPCN 7.625% 01/15/39	14,000,000	15,584.65	2,181,851,086	14,128.49	1,977,988,615	7.625	2039/1/15	1.68
6	アメ リカ	社 債 券	D 7% 06/15/38	13,610,000	14,926.63	2,031,515,444	13,994.59	1,904,664,449	7	2038/6/15	1.61
7	デン マー ク	特 殊 債 券	ORSTED 4.875% 01/12/32	10,550,000	17,567.67	1,853,389,341	17,327.09	1,828,009,038	4.875	2032/1/12	1.55
8	フラ ンス	社 債 券	ENGIFP 2.875% 10/10/22	15,020,000	11,094.41	1,666,381,251	11,053.11	1,660,177,528	2.875	2022/10/10	1.41
9	アメ リカ	社 債 券	ONCRTX 5.25% 09/30/40	13,000,000	13,369.71	1,738,063,108	12,619.11	1,640,484,582	5.25	2040/9/30	1.39
10	アメ リカ	社 債 券	ETP 5.2% 02/01/22	13,700,000	11,833.67	1,621,213,178	11,631.80	1,593,557,929	5.2	2022/2/1	1.35
11	アメ リカ	社 債 券	ED 4.45% 03/15/44	14,000,000	11,922.51	1,669,152,778	10,998.64	1,539,810,594	4.45	2044/3/15	1.30
12	オラ ンダ	社 債 券	EOANGR 6.375% 06/07/32	8,000,000	19,825.76	1,586,061,376	19,139.14	1,531,131,588	6.375	2032/6/7	1.30
13	アラ ブ首 長国 連邦	特 殊 債 券	TAQAUH 4.375% 04/23/25	13,495,000	11,286.29	1,523,085,315	11,191.31	1,510,268,521	4.375	2025/4/23	1.28
14	韓国	特 殊 債 券	KOHNPW 3% 09/19/22	13,500,000	11,025.87	1,488,493,786	11,064.68	1,493,732,696	3	2022/9/19	1.27
15	アメ リカ	社 債 券	ETP 6.5% 02/01/42	13,000,000	12,299.69	1,598,960,235	11,394.99	1,481,349,715	6.5	2042/2/1	1.25
16	オラ ンダ	社 債 券	EOANGR 6.65% 04/30/38	11,000,000	14,403.54	1,584,389,553	13,140.96	1,445,505,677	6.65	2038/4/30	1.22
17	アメ リカ	社 債 券	D 3.15% 01/15/26	13,000,000	10,931.92	1,421,150,476	10,861.80	1,412,034,296	3.15	2026/1/15	1.20

18	アメリカ	社債券	PPL 5.125% 11/01/40	10,640,000	13,223.90	1,407,023,733	12,496.56	1,329,634,470	5.125	2040/11/1	1.13
19	フランス	社債券	ENGIFP FRN PERPETUAL	10,000,000	13,257.47	1,325,747,780	13,018.47	1,301,847,630	3	—	1.10
20	アメリカ	社債券	DTE 3.65% 03/15/24	10,370,000	11,528.43	1,195,499,075	11,403.63	1,182,556,729	3.65	2024/3/15	1.00
21	オランダ	社債券	ENELIM 6.8% 09/15/37	9,500,000	14,238.21	1,352,630,482	12,118.36	1,151,245,061	6.8	2037/9/15	0.98
22	オランダ	社債券	STEDIN FRN PERPETUAL	8,500,000	13,827.20	1,175,312,485	13,338.86	1,133,803,738	3.25	—	0.96
23	アメリカ	社債券	SO 4.3% 03/15/42	11,000,000	11,370.14	1,250,716,267	10,220.35	1,124,239,201	4.3	2042/3/15	0.95
24	スペイン	社債券	IBESM 7.375% 01/29/24	6,200,000	18,546.77	1,149,900,297	18,108.12	1,122,703,672	7.375	2024/1/29	0.95
25	アメリカ	社債券	EPD 5.95% 02/01/41	9,000,000	13,289.60	1,196,064,576	12,214.70	1,099,323,458	5.95	2041/2/1	0.93
26	イギリス	社債券	SSELN FRN PERPETUAL	7,000,000	15,002.87	1,050,201,572	14,406.01	1,008,421,291	3.875	—	0.85
27	チェコ	社債券	ENAPHO 1.659% 04/26/24	8,320,000	12,933.53	1,076,070,019	12,106.39	1,007,252,056	1.659	2024/4/26	0.85
28	アメリカ	社債券	SRE 3.15% 09/15/24	9,000,000	11,129.25	1,001,632,597	11,105.19	999,467,589	3.15	2024/9/15	0.85
29	イタリア	社債券	ENELIM 5.625% 06/21/27	6,000,000	17,460.02	1,047,601,710	16,414.88	984,892,884	5.625	2027/6/21	0.83
30	アメリカ	社債券	PEG 3.8% 01/01/43	9,300,000	11,085.90	1,030,989,215	10,480.08	974,648,296	3.8	2043/1/1	0.83

（注）投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

<種類別投資比率>

（平成30年11月30日現在）

種類	国内／外国	投資比率（％）
特殊債券	外国	12.31
社債券	外国	83.37
合計		95.67

（注）投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該種類別の評価金額の比率をいいます。

②【投資不動産物件】

DWS グローバル公益債券ファンドDC Aコース（為替ヘッジあり）

該当事項はありません。

DWS グローバル公益債券ファンドDC Bコース（為替ヘッジなし）

該当事項はありません。

（参考）DWS グローバル公益債券マザーファンド

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

DWS グローバル公益債券ファンドDC Aコース（為替ヘッジあり）

該当事項はありません。

DWS グローバル公益債券ファンドDC Bコース（為替ヘッジなし）

該当事項はありません。

（参考）DWS グローバル公益債券マザーファンド

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

DWS グローバル公益債券ファンドDC Aコース（為替ヘッジあり）

計算期間末または各月末	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間末（平成25年 4月22日）	40	40	1.0336	1.0336
第2計算期間末（平成26年 4月21日）	42	42	1.0380	1.0380
第3計算期間末（平成27年 4月20日）	50	50	1.0982	1.0982
第4計算期間末（平成28年 4月20日）	48	48	1.0673	1.0673
第5計算期間末（平成29年 4月20日）	46	46	1.0986	1.0986
第6計算期間末（平成30年 4月20日）	56	56	1.0965	1.0965
平成29年11月末日	52	—	1.1186	—
12月末日	53	—	1.1251	—
平成30年 1月末日	52	—	1.1178	—
2月末日	51	—	1.1039	—
3月末日	56	—	1.1033	—
4月末日	52	—	1.0921	—
5月末日	51	—	1.0883	—
6月末日	50	—	1.0827	—
7月末日	46	—	1.0854	—
8月末日	47	—	1.0889	—
9月末日	46	—	1.0826	—
10月末日	46	—	1.0679	—
11月末日	45	—	1.0561	—

DWS グローバル公益債券ファンドDC Bコース（為替ヘッジなし）

計算期間末または各月末	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間末（平成25年 4月22日）	3	3	1.2953	1.2953
第2計算期間末（平成26年 4月21日）	6	6	1.3879	1.3879
第3計算期間末（平成27年 4月20日）	13	13	1.5905	1.5905
第4計算期間末（平成28年 4月20日）	14	14	1.4463	1.4463
第5計算期間末（平成29年 4月20日）	20	20	1.4694	1.4694
第6計算期間末（平成30年 4月20日）	19	19	1.5270	1.5270
平成29年11月末日	21	—	1.5936	—
12月末日	21	—	1.6203	—
平成30年 1月末日	21	—	1.5754	—
2月末日	20	—	1.5261	—
3月末日	18	—	1.5148	—
4月末日	19	—	1.5387	—
5月末日	20	—	1.5058	—
6月末日	20	—	1.5191	—
7月末日	16	—	1.5366	—
8月末日	16	—	1.5417	—
9月末日	16	—	1.5686	—
10月末日	16	—	1.5327	—
11月末日	17	—	1.5236	—

（注）純資産総額は、百万円未満を切捨てしております。

②【分配の推移】

DWS グローバル公益債券ファンドDC Aコース（為替ヘッジあり）

		1口当たりの分配金（円）
第1計算期間	平成24年10月 5日～平成25年 4月22日	0.0000
第2計算期間	平成25年 4月23日～平成26年 4月21日	0.0000
第3計算期間	平成26年 4月22日～平成27年 4月20日	0.0000
第4計算期間	平成27年 4月21日～平成28年 4月20日	0.0000
第5計算期間	平成28年 4月21日～平成29年 4月20日	0.0000
第6計算期間	平成29年 4月21日～平成30年 4月20日	0.0000

DWS グローバル公益債券ファンドDC Bコース（為替ヘッジなし）

		1口当たりの分配金（円）
第1計算期間	平成24年10月 5日～平成25年 4月22日	0.0000
第2計算期間	平成25年 4月23日～平成26年 4月21日	0.0000
第3計算期間	平成26年 4月22日～平成27年 4月20日	0.0000
第4計算期間	平成27年 4月21日～平成28年 4月20日	0.0000
第5計算期間	平成28年 4月21日～平成29年 4月20日	0.0000
第6計算期間	平成29年 4月21日～平成30年 4月20日	0.0000

③【収益率の推移】

DWS グローバル公益債券ファンドDC Aコース（為替ヘッジあり）

		収益率（％）
第1計算期間	平成24年10月 5日～平成25年 4月22日	3.4
第2計算期間	平成25年 4月23日～平成26年 4月21日	0.4
第3計算期間	平成26年 4月22日～平成27年 4月20日	5.8
第4計算期間	平成27年 4月21日～平成28年 4月20日	△2.8
第5計算期間	平成28年 4月21日～平成29年 4月20日	2.9
第6計算期間	平成29年 4月21日～平成30年 4月20日	△0.2
第7中間計算期間	平成30年 4月21日～平成30年10月20日	△2.2

DWS グローバル公益債券ファンドDC Bコース（為替ヘッジなし）

		収益率（％）
第1計算期間	平成24年10月 5日～平成25年 4月22日	29.5
第2計算期間	平成25年 4月23日～平成26年 4月21日	7.1
第3計算期間	平成26年 4月22日～平成27年 4月20日	14.6
第4計算期間	平成27年 4月21日～平成28年 4月20日	△9.1
第5計算期間	平成28年 4月21日～平成29年 4月20日	1.6
第6計算期間	平成29年 4月21日～平成30年 4月20日	3.9
第7中間計算期間	平成30年 4月21日～平成30年10月20日	0.4

（注）収益率は、小数第2位を四捨五入しております。

(4)【設定及び解約の実績】

下記期間中の設定及び解約の実績は次の通りです。

DWS グローバル公益債券ファンドDC Aコース（為替ヘッジあり）

		設定口数（口）	解約口数（口）
第1計算期間	平成24年10月 5日～平成25年 4月22日	42,030,626	2,944,114
第2計算期間	平成25年 4月23日～平成26年 4月21日	9,465,831	7,565,886
第3計算期間	平成26年 4月22日～平成27年 4月20日	5,853,584	948,821
第4計算期間	平成27年 4月21日～平成28年 4月20日	5,161,849	5,354,417
第5計算期間	平成28年 4月21日～平成29年 4月20日	3,383,251	6,481,331
第6計算期間	平成29年 4月21日～平成30年 4月20日	11,096,890	2,549,510
第7中間計算期間	平成30年 4月21日～平成30年10月20日	911,152	8,871,912

DWS グローバル公益債券ファンドDC Bコース（為替ヘッジなし）

		設定口数（口）	解約口数（口）
第1計算期間	平成24年10月 5日～平成25年 4月22日	5,702,664	3,385,875
第2計算期間	平成25年 4月23日～平成26年 4月21日	3,323,681	1,043,689
第3計算期間	平成26年 4月22日～平成27年 4月20日	6,777,962	2,721,655

第4計算期間	平成27年 4月21日～平成28年 4月20日	2,760,085	1,699,345
第5計算期間	平成28年 4月21日～平成29年 4月20日	6,455,888	1,966,446
第6計算期間	平成29年 4月21日～平成30年 4月20日	2,618,964	4,340,362
第7中間計算期間	平成30年 4月21日～平成30年10月20日	1,585,673	3,255,891

（注）設定数量には、当初設定数量を含みます。

(参考情報)

基準日：2018年11月30日

基準価額・純資産の推移

Aコース



Bコース



※1 基準価額の推移は、信託報酬控除後の価額を表示しております。

※2 分配金再投資基準価額の推移は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算しております。

ただし、上記対象期間中の分配金が0円のファンドにつきましては基準価額と重なって表示されております。

分配の推移

Aコース

1万口当たり、税引前	
2018年 4月	0円
2017年 4月	0円
2016年 4月	0円
2015年 4月	0円
2014年 4月	0円
設定来累計	0円

Bコース

1万口当たり、税引前	
2018年 4月	0円
2017年 4月	0円
2016年 4月	0円
2015年 4月	0円
2014年 4月	0円
設定来累計	0円

主要な資産の状況

マザーファンドにおける組入上位10銘柄

	発行体	国	業種	通貨	償還日	クーポン(%)	格付	比率(%)
1	パシフィック	アメリカ	電力	USD	2037/10/15	6.250	A+	2.4
2	パークシャー・ハサウェイ・エナジー	アメリカ	電力	USD	2025/2/1	3.500	A-	2.2
3	デューク・エナジー・フロリダ	アメリカ	電力	USD	2038/6/15	6.400	A+	1.9
4	キンダー・モルガン・エナジー・パートナーズ	アメリカ	ガス	USD	2038/1/15	6.950	BBB-	1.9
5	トランス・カナダ・パイプラインズ	カナダ	ガス	USD	2039/1/15	7.625	A-	1.7
6	ドミニオン・エナジー	アメリカ	電力	USD	2038/6/15	7.000	BBB+	1.6
7	オルステッド	デンマーク	ガス	GBP	2032/1/12	4.875	BBB+	1.5
8	エンジー	フランス	電力	USD	2022/10/10	2.875	A	1.4
9	オンカー・エレクトリック・デリバリー	アメリカ	電力	USD	2040/9/30	5.250	A+	1.4
10	エナジー・トランスファー・パートナーズ	アメリカ	その他公益企業、公社	USD	2022/2/1	5.200	BBB-	1.3

マザーファンドにおける業種別構成比

業種	比率(%)
電力	56.7
ガス	14.2
その他公益企業、公社	24.7

※1 格付は、Moody's、S & P、フィッチのうち上位のものを採用しております。

※2 比率はマザーファンドにおける組入比率です。

年間収益率の推移

Aコース



Bコース



※1 年間収益率の推移は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算しております。

※2 2012年は設定日（10月5日）から年末までの騰落率、2018年は11月末までの騰落率を表示しております。

※3 当ファンドにベンチマークはありません。

(注1) 上記は過去の実績であり、将来の運用成果等を保証もしくは示唆するものではありません。

(注2) 最新の運用実績は、委託会社のホームページで開示されております。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

①取得申込みの受付は、原則として販売会社の営業日（ただし、フランクフルト証券取引所の休業日、フランクフルトの銀行休業日、ニューヨーク証券取引所の休業日、ニューヨークの銀行休業日、ニューヨークにおける債券市場の取引停止日のいずれかに該当する日を除きます。）の午後3時まで取得申込みが行われ、かつ、当該取得申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分として取扱います。なお、当該受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の受付分として取扱います。

当ファンドは、収益の分配時に収益分配金が原則として再投資される「自動けいぞく投資専用ファンド」です。

このため、取得申込者は、当該販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」にしたがって契約[※]を締結します。詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

※ 販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を用いることがあり、この場合、該当する別の名称に読み替えるものとします。

②当ファンドの取得申込者は、販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

③申込単位は、1円以上1円単位とします。ただし、収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。

④申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。ただし、収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日（決算日）の基準価額とします。基準価額については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

⑤申込手数料はありません。

⑥申込代金については、原則として販売会社が定める日までに申込みの販売会社に支払うものとします。詳細については、販売会社にお問合せ下さい。

⑦取得申込みの受付の中止、既に受付けた取得申込みの受付の取消し等

- a. 信託財産の効率的な運用に資するため必要があると委託会社が判断する場合、委託会社は、受益権の取得申込みの受付を制限または停止することができます。
- b. 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等が発生した場合、システムの誤作動等により決済または基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があると委託会社が判断した場合は、受益権の取得申込みの受付を中止すること及び既に受付けた取得申込みの受付を取消すことができます。

委託会社の照会先は以下の通りです。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

・ホームページアドレス <https://funds.dws.com/jp/>

・フリーダイヤル 0120-442-785（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

2【換金（解約）手続等】

- ①受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。
- 一部解約の実行の請求の受付は、原則として販売会社の営業日（ただし、フランクフルト証券取引所の休業日、フランクフルトの銀行休業日、ニューヨーク証券取引所の休業日、ニューヨークの銀行休業日、ニューヨークにおける債券市場の取引停止日のいずれかに該当する日を除きます。）の午後3時まで一部解約の実行の請求が行われ、かつ、当該請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分として取扱います。なお、当該受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の受付分として取扱います。
- ②当ファンドの一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③解約単位は、1口単位とします。
- ④解約価額は、一部解約の実行の請求を受付けた日の翌営業日の基準価額とします。基準価額については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。
- ⑤お手取額は、解約価額から解約に係る所定の税金を差し引いた額となります。詳しくは前記「第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご参照下さい。
- ⑥解約代金は、原則として一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して6営業日目から販売会社の本・支店、営業所等にて支払われます。
- ⑦委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等が発生した場合、システムの誤作動等により決済または基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があると委託会社が判断した場合は、一部解約の実行の請求の受付を中止すること及び既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消することができます。その場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして上記④に準じて計算された価額とします。
- ⑧信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求には制限を設ける場合があります。

（注）上記のほか、販売会社によっては受益権を買い取る場合があります。詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

委託会社の照会先は以下の通りです。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

・ホームページアドレス <https://funds.dws.com/jp/>

・フリーダイヤル 0120-442-785（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

<基準価額の計算方法等について>

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券及び借入有価証券を除きます。）を法令及び一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

受益権1口当たりの純資産総額が基準価額です。なお、便宜上、1万口あたりに換算した価額で表示されることがあります。基準価額は、原則として委託会社の営業日に日々算出されます。

基準価額については、販売会社または委託会社の下記照会先にお問合せ下さい。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

・ホームページアドレス <https://funds.dws.com/jp/>

・フリーダイヤル 0120-442-785（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

また、原則として日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、前日付の基準価額が掲載されます。

ファンド	略称
Aコース	公益債DCA
Bコース	公益債DCB

<運用資産の評価基準及び評価方法>

マザーファンド	基準価額で評価します。
株式	原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場（外国で取引されているものについては、原則として、計算日に知りうる直近の日の最終相場）で評価します。
公社債等	法令及び一般社団法人投資信託協会規則にしたがって、時価評価します。
外貨建資産	原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により評価します。
外国為替予約取引	原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

(2)【保管】

当ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まりますので、保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

信託契約締結日（2012年10月5日）から無期限とします。

(4)【計算期間】

①当ファンドの計算期間は、毎年4月21日から翌年4月20日までとすることを原則とします。

②上記①にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5)【その他】

①信託の終了

- (イ)委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより、各ファンドの受益権の口数が10億口を下回ることとなったとき、この信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- (ロ)委託会社は、上記(イ)の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日並びに信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- (ハ)上記(ロ)の書面決議において、受益者（委託会社及びこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本(ハ)において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (ニ)上記(ロ)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- (ホ)上記(ロ)から(ニ)までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記(ロ)から(ニ)までに規定するこの信託契約の解約の手続きを行うことが困難なときには適用しません。

②信託約款の変更等

- (イ)委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投信法第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨及びその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本②に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- (ロ)委託会社は、上記(イ)の事項（上記(イ)の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、上記(イ)の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日並びに重大な約款の変更等の内容及びその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- (ハ)上記(ロ)の書面決議において、受益者（委託会社及びこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本(ハ)において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (ニ)上記(ロ)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- (ホ)書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- (ヘ)上記(ロ)から(ホ)までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- (ト)上記(イ)から(ヘ)までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

③信託契約に関する監督官庁の命令

- (イ)委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- (ロ)委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記②の規定にしたがいいます。

④委託会社の登録取消し等に伴う取扱い

- (イ)委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- (ロ)上記(イ)の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、上記②の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

⑤運用報告書

委託会社は、法令に基づき、当該信託財産の計算期間の末日毎及び信託終了時に、期中の運用経過及び組入有価証券の内容等を記載した交付運用報告書を作成し、これを販売会社を通じて当該信託財産に係る知れている受益者に対して交付します。なお、委託会社は、運用報告書（全体版）については電磁的方法により受益者に提供します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の請求があった場合には、これを交付します。

⑥関係法人との契約の更改等

<投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約>

当初の契約の有効期間は原則として1年間とします。ただし、期間満了3ヵ月前までに、委託会社及び販売会社いずれからも、何らの意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

<投資顧問契約>

契約の期間については、特段の定めはありません。ただし、90日以上前の書面による相手方への通知により、どちらの当事者も投資顧問契約を終了することができます。終了の通知に際し、投資顧問会社は委託会社により別段指示されない限り、終了日まで運用の指図を続けるものとします。

⑦委託会社の事業の譲渡及び承継に伴う取扱い

- (イ)委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- (ロ)委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

⑧受託会社の辞任及び解任に伴う取扱い

- (イ)受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、上記②の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。
- (ロ)委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

⑨公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑩信託約款に関する疑義の取扱い

信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定めます。

⑪再信託

受託会社は、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1)収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社が支払いを決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として決算日の翌営業日に、販売会社に交付されます。販売会社は別に定める契約に基づき、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として取得申込者とし、）に対し、遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みに応ずるものとします。なお、当該取得申込みにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2)償還金に対する請求権

受益者は、当ファンドの償還金を持分に応じて請求する権利を有します。

償還金は、原則として信託終了日（信託終了日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までに、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払いを開始します。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属するものとします。

(3)受益権の一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、販売会社を通じて、1口単位をもって一部解約を委託会社に請求する権利を有します。一部解約金は、原則として一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して6営業日目から受益者に支払われます。

(4)帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第6期計算期間（平成29年4月21日から平成30年4月20日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【DWS グローバル公益債券ファンドDC Aコース（為替ヘッジあり）】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第5期計算期間 (平成29年4月20日現在)	第6期計算期間 (平成30年4月20日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	46,326,095	57,212,079
派生商品評価勘定	764,803	—
流動資産合計	47,090,898	57,212,079
資産合計	47,090,898	57,212,079
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	20,350	817,315
未払受託者報酬	9,864	11,380
未払委託者報酬	236,926	273,218
その他未払費用	22,798	26,297
流動負債合計	289,938	1,128,210
負債合計	289,938	1,128,210
純資産の部		
元本等		
元本	42,600,572	51,147,952
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	4,200,388	4,935,917
（分配準備積立金）	5,843,112	6,983,927
元本等合計	46,800,960	56,083,869
純資産合計	46,800,960	56,083,869
負債純資産合計	47,090,898	57,212,079

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第5期計算期間 (自 平成28年4月21日 至 平成29年4月20日)	第6期計算期間 (自 平成29年4月21日 至 平成30年4月20日)
営業収益		
有価証券売買等損益	1,342,777	2,393,118
為替差損益	769,037	△1,974,331
営業収益合計	2,111,814	418,787
営業費用		
支払利息	—	1
受託者報酬	20,491	21,878
委託者報酬	491,829	525,240
その他費用	58,126	61,349
営業費用合計	570,446	608,468
営業利益又は営業損失（△）	1,541,368	△189,681
経常利益又は経常損失（△）	1,541,368	△189,681
当期純利益又は当期純損失（△）	1,541,368	△189,681
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	291,911	35,040
期首剰余金又は期首欠損金（△）	3,076,729	4,200,388
剰余金増加額又は欠損金減少額	316,206	1,216,383
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	316,206	1,216,383
剰余金減少額又は欠損金増加額	442,004	256,133
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	442,004	256,133
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金（△）	4,200,388	4,935,917

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2.デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約の評価は、個別法に基づき、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物相場の仲値によって計算しております。ただし、為替予約のうち対顧客先物相場が発表されていない通貨については、対顧客相場の仲値によって計算しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第5期計算期間 (平成29年4月20日現在)	第6期計算期間 (平成30年4月20日現在)
1.受益権の総数	42,600,572口	51,147,952口
2.1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0986円 (10,986円)	1.0965円 (10,965円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第5期計算期間 (自 平成28年4月21日 至 平成29年4月20日)	第6期計算期間 (自 平成29年4月21日 至 平成30年4月20日)
1.信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額	純資産総額に対して年率0.2%以内の額	同左
2.分配金の計算方法	計算期間末における費用控除後の配当等収益(1,385,437円)、収益調整金(1,395,232円)、分配準備積立金(4,457,675円)より、分配対象収益は、7,238,344円(1万口当たり1,699円)であります。今期は分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益(1,454,599円)、収益調整金(3,175,457円)、分配準備積立金(5,529,328円)より、分配対象収益は、10,159,384円(1万口当たり1,986円)であります。今期は分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

項目	第5期計算期間 (自 平成28年4月21日 至 平成29年4月20日)	第6期計算期間 (自 平成29年4月21日 至 平成30年4月20日)
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンド及び主要投資対象である親投資信託が保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細は貸借対照表、注記表及び附属明細表に記載しております。当該金融商品には、性質に応じてそれぞれ市場リスク(価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等)、流動性リスク、信用リスク等があります。 当ファンドが行うデリバティブ取引については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図る目的で利用しております。	同左

3.金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では2つの検証機能を有しています。1つは運用評価会議で、ここではパフォーマンス分析及び定量的リスク分析が行われます。もう1つはインベストメント・コントロール・コミッティーで、ここでは運用部、業務部、コンプライアンス統括部から市場リスク、流動性リスク、信用リスク、委託先リスク、運用ガイドライン・法令等遵守状況等様々なリスク管理状況が報告され、検証が行われます。このコミッティーで議論された内容は、取締役会から一部権限を委譲されたエグゼクティブ・コミッティーに報告され、委託会社として必要な対策を指示する体制がとられています。運用部ではこうしたリスク管理の結果も考慮し、次の投資戦略を決定し、日々の運用委託先管理業務を行っています。	同左
------------------	---	----

II 金融商品の時価等に関する事項

項目	第5期計算期間 (平成29年4月20日現在)	第6期計算期間 (平成30年4月20日現在)
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2)売買目的有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (3)デリバティブ取引 (デリバティブ取引に関する注記)に記載しております。	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2)売買目的有価証券 同左 (3)デリバティブ取引 同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等はあくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

計算期間の損益に含まれた評価差額(円)

種類	第5期計算期間 (平成29年4月20日現在)	第6期計算期間 (平成30年4月20日現在)
親投資信託受益証券	1,326,164	2,106,414
合計	1,326,164	2,106,414

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

(通貨関連)

区分	種類	第5期計算期間(平成29年4月20日現在)			
		契約額等(円)	うち1年超(円)	時価(円)	評価損益(円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建				
	アメリカドル	31,334,780	—	30,810,210	524,570
	ユーロ	10,115,748	—	9,875,515	240,233
	イギリスポンド	5,134,860	—	5,155,210	△20,350
	合計	46,585,388	—	45,840,935	744,453

区分	種類	第6期計算期間(平成30年4月20日現在)			
		契約額等(円)	うち1年超(円)	時価(円)	評価損益(円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建				
	アメリカドル	36,590,648	—	37,106,421	△515,773
	ユーロ	12,774,155	—	12,991,827	△217,672
	イギリスポンド	6,599,366	—	6,683,236	△83,870
	合計	55,964,169	—	56,781,484	△817,315

(注1)時価の算定方法

1. 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

- ① 為替予約の受渡日(以下「当該日」という。)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
- ② 当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - ・ 当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後2つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
 - ・ 当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2. 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客相場の仲値で評価しております。

(注2)デリバティブ取引にヘッジ会計は適用されておりません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	第5期計算期間 (平成29年4月20日現在)	第6期計算期間 (平成30年4月20日現在)
	金額(円)	金額(円)
元本の推移		
期首元本額	45,698,652	42,600,572
期中追加設定元本額	3,383,251	11,096,890
期中一部解約元本額	6,481,331	2,549,510

(4)【附属明細表】

①有価証券明細表

(ア)株式

該当事項はありません。

(イ)株式以外の有価証券

種類	銘柄	口数	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	DWS グローバル公益債券マ ザーファンド	31,938,860	57,212,079	
合計		31,938,860	57,212,079	

②信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

③デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

(3)注記表(デリバティブ取引に関する注記) 取引の時価等に関する事項に記載しております。

【DWS グローバル公益債券ファンドDC Bコース（為替ヘッジなし）】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第5期計算期間 (平成29年4月20日現在)	第6期計算期間 (平成30年4月20日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	20,993,545	19,181,276
流動資産合計	20,993,545	19,181,276
資産合計	20,993,545	19,181,276
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	4,521	4,469
未払委託者報酬	108,467	107,156
その他未払費用	10,409	10,284
流動負債合計	123,397	121,909
負債合計	123,397	121,909
純資産の部		
元本等		
元本	14,203,270	12,481,872
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	6,666,878	6,577,495
（分配準備積立金）	2,337,924	2,235,283
元本等合計	20,870,148	19,059,367
純資産合計	20,870,148	19,059,367
負債純資産合計	20,993,545	19,181,276

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第5期計算期間 (自 平成28年4月21日 至 平成29年4月20日)	第6期計算期間 (自 平成29年4月21日 至 平成30年4月20日)
営業収益		
有価証券売買等損益	608,523	971,826
営業収益合計	608,523	971,826
営業費用		
受託者報酬	8,572	8,873
委託者報酬	205,556	212,816
その他費用	19,723	20,419
営業費用合計	233,851	242,108
営業利益	374,672	729,718
経常利益	374,672	729,718
当期純利益	374,672	729,718
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	34,235	230,395
期首剰余金又は期首欠損金（△）	4,335,528	6,666,878
剰余金増加額又は欠損金減少額	2,861,832	1,482,369
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	2,861,832	1,482,369
剰余金減少額又は欠損金増加額	870,919	2,071,075
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	870,919	2,071,075
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金（△）	6,666,878	6,577,495

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
-----------------	---

(貸借対照表に関する注記)

項目	第5期計算期間 (平成29年4月20日現在)	第6期計算期間 (平成30年4月20日現在)
1. 受益権の総数	14,203,270口	12,481,872口
2. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.4694円 (14,694円)	1.5270円 (15,270円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第5期計算期間 (自 平成28年4月21日 至 平成29年4月20日)	第6期計算期間 (自 平成29年4月21日 至 平成30年4月20日)
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額	純資産総額に対して年率0.2%以内の額	同左
2. 分配金の計算方法	計算期間末における費用控除後の配当等収益(612,609円)、収益調整金(4,986,777円)、分配準備積立金(1,725,315円)より、分配対象収益は、7,324,701円(1万口当たり5,157円)ですが、今期は分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益(552,368円)、収益調整金(4,758,608円)、分配準備積立金(1,682,915円)より、分配対象収益は、6,993,891円(1万口当たり5,603円)ですが、今期は分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

項目	第5期計算期間 (自 平成28年4月21日 至 平成29年4月20日)	第6期計算期間 (自 平成29年4月21日 至 平成30年4月20日)
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンド及び主要投資対象である親投資信託が保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細は貸借対照表、注記表及び附属明細表に記載しております。当該金融商品には、性質に応じてそれぞれ市場リスク(価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等)、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左

3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では2つの検証機能を有しています。1つは運用評価会議で、ここではパフォーマンス分析及び定量的リスク分析が行われます。もう1つはインベストメント・コントロール・コミッティーで、ここでは運用部、業務部、コンプライアンス統括部から市場リスク、流動性リスク、信用リスク、運用ガイドライン・法令等遵守状況等様々なリスク管理状況が報告され、検証が行われます。このコミッティーで議論された内容は、取締役会から一部権限を委譲されたエグゼクティブ・コミッティーに報告され、委託会社として必要な対策を指示する体制がとられています。運用部ではこうしたリスク管理の結果も考慮し、次の投資戦略を決定し、日々の運用業務を行っています。	同左
-------------------	---	----

II 金融商品の時価等に関する事項

項目	第5期計算期間 (平成29年4月20日現在)	第6期計算期間 (平成30年4月20日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2)売買目的有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2)売買目的有価証券 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

計算期間の損益に含まれた評価差額(円)

種類	第5期計算期間 (平成29年4月20日現在)	第6期計算期間 (平成30年4月20日現在)
親投資信託受益証券	572,651	691,737
合計	572,651	691,737

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	第5期計算期間 (平成29年4月20日現在)	第6期計算期間 (平成30年4月20日現在)
	金額(円)	金額(円)
元本の推移		
期首元本額	9,713,828	14,203,270
期中追加設定元本額	6,455,888	2,618,964
期中一部解約元本額	1,966,446	4,340,362

(4)【附属明細表】

①有価証券明細表

(ア)株式

該当事項はありません。

(イ)株式以外の有価証券

種類	銘柄	口数	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	DWS グローバル公益債券マ ザーファンド	10,708,020	19,181,276	
合計		10,708,020	19,181,276	

②信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

③デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考情報)

当ファンドは「DWS グローバル公益債券マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、当ファンドの計算期間末日における同親投資信託の状況は次の通りです。

「DWS グローバル公益債券マザーファンド」の状況

以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

(1)貸借対照表

区分	(平成29年4月20日現在)	(平成30年4月20日現在)
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金	3,741,294,770	6,906,667,343
コール・ローン	14,999,093	61,885,957
特殊債券	16,771,259,071	17,995,002,685
社債券	138,982,114,318	126,948,253,345
派生商品評価勘定	—	206,062
未収利息	1,850,554,325	1,805,753,407
前払費用	26,204,385	17,398,170
差入委託証拠金	1,253,939,388	1,696,248,036
流動資産合計	162,640,365,350	155,431,415,005
資産合計	162,640,365,350	155,431,415,005
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	426,787,089	144,428,294
未払金	—	2,553,556,961
未払解約金	970,000,000	-
未払利息	41	169
流動負債合計	1,396,787,130	2,697,985,424
負債合計	1,396,787,130	2,697,985,424
純資産の部		
元本等		
元本	94,590,067,964	85,262,858,875
剰余金		
剰余金又は欠損金(△)	66,653,510,256	67,470,570,706
元本等合計	161,243,578,220	152,733,429,581
純資産合計	161,243,578,220	152,733,429,581
負債純資産合計	162,640,365,350	155,431,415,005

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.有価証券の評価基準及び評価方法	特殊債券及び社債券につきましては個別法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。 (1)金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として、金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場(外貨建証券等の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場)で評価しております。 計算期間の末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。 (2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、日本証券業協会の公社債店頭売買参考統計値、金融機関の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3)時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2.デリバティブの評価基準及び評価方法	(1)先物取引については、個別法に基づき、原則として、計算日に知りうる直近の日の、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場を用いております。 (2)為替予約の評価は、個別法に基づき、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物相場の仲値によって計算しております。ただし、為替予約のうち対顧客先物相場が発表されていない通貨については、対顧客相場の仲値によって計算しております。
3.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(平成29年4月20日現在)	(平成30年4月20日現在)
1.受益権の総数	94,590,067,964口	85,262,858,875口
2.1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.7047円 (17,047円)	1.7913円 (17,913円)

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

項目	(自 平成28年4月21日 至 平成29年4月20日)	(自 平成29年4月21日 至 平成30年4月20日)
1.金融商品に対する取組方針	当親投資信託は証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当親投資信託が保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細は貸借対照表、注記表及び附属明細表に記載しております。当該金融商品には、性質に応じてそれぞれ市場リスク(価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等)、流動性リスク、信用リスク等があります。 当親投資信託が行うデリバティブ取引については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスク、有価証券の価格変動リスク及び金利変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図る目的で利用しております。	同左

3.金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では2つの検証機能を有しています。1つは運用評価会議で、ここではパフォーマンス分析及び定量的リスク分析が行われます。もう1つはインベストメント・コントロール・コミッティーで、ここでは運用部、業務部、コンプライアンス統括部から市場リスク、流動性リスク、信用リスク、委託先リスク、運用ガイドライン・法令等遵守状況等様々なリスク管理状況が報告され、検証が行われます。このコミッティーで議論された内容は、取締役会から一部権限を委譲されたエグゼクティブ・コミッティーに報告され、委託会社として必要な対策を指示する体制がとられています。運用部ではこうしたリスク管理の結果も考慮し、次の投資戦略を決定し、日々の運用委託先管理業務を行っております。	同左
------------------	--	----

II 金融商品の時価等に関する事項

項目	(平成29年4月20日現在)	(平成30年4月20日現在)
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2)売買目的有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (3)デリバティブ取引 (デリバティブ取引に関する注記)に記載しております。	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2)売買目的有価証券 同左 (3)デリバティブ取引 同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等はあくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

計算期間の損益に含まれた評価差額(円)

種類	(平成29年4月20日現在)	(平成30年4月20日現在)
特殊債券	298,772,113	△462,888,225
社債券	1,006,979,429	△2,715,175,622
合計	1,305,751,542	△3,178,063,847

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

(通貨関連)

区分	種類	(平成29年4月20日現在)		
		契約額等(円)	時価(円)	評価損益(円)
		うち1年超(円)		

市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 アメリカドル	2,063,212,280	—	2,065,309,040	△2,096,760
	合計	2,063,212,280	—	2,065,309,040	△2,096,760

区分	種類	(平成30年4月20日現在)			
		契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
			うち1年超(円)		
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 アメリカドル	1,047,155,842	—	1,048,295,539	△1,139,697
	合計	1,047,155,842	—	1,048,295,539	△1,139,697

(注1)時価の算定方法

1. 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

- ① 為替予約の受渡日(以下「当該日」という。)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
- ② 当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - ・ 当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後2つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
 - ・ 当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2. 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客相場の仲値で評価しております。

(注2)デリバティブ取引にヘッジ会計は適用されております。

(債券関連)

区分	種類	(平成29年4月20日現在)			
		契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
			うち1年超(円)		
市場取引	債券先物取引 売建	12,906,944,796	—	13,331,635,125	△424,690,329
	合計	12,906,944,796	—	13,331,635,125	△424,690,329

区分	種類	(平成30年4月20日現在)			
		契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
			うち1年超(円)		
市場取引	債券先物取引 売建	12,219,804,465	—	12,362,887,000	△143,082,535
	合計	12,219,804,465	—	12,362,887,000	△143,082,535

(注1)時価の算定方法

1. 先物取引の残高表示は、契約額によっております。

2. 先物取引の評価においては、原則として、計算日に知りうる直近の日の、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

(注2)デリバティブ取引にヘッジ会計は適用されております。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	(平成29年4月20日現在)	(平成30年4月20日現在)
	金額(円)	金額(円)
1. 元本の推移		
期首元本額	95,443,740,139	94,590,067,964
期中追加設定元本額	24,569,187,541	10,632,162,996
期中一部解約元本額	25,422,859,716	19,959,372,085
期末元本額	94,590,067,964	85,262,858,875
2. 元本の内訳		
DWS グローバル公益債券ファンド (毎月分配型) Aコース (為替ヘッジあり)	64,606,840,589	56,124,318,317
DWS グローバル公益債券ファンド (毎月分配型) Bコース (為替ヘッジなし)	11,674,372,439	10,127,274,382
DWS グローバル公益債券ファンド DC Aコース (為替ヘッジあり)	27,175,512	31,938,860
DWS グローバル公益債券ファンド DC Bコース (為替ヘッジなし)	12,315,097	10,708,020
DWS グローバル公益債券ファンド A (為替ヘッジあり) (適格機関投資家転売制限付)	728,366,836	155,649,628

DWS グローバル公益債券ファンド （年1回決算型）Cコース（為替ヘッジあり）	4,749,661,531	4,620,527,103
DWS グローバル公益債券ファンド （年1回決算型）Dコース（為替ヘッジなし）	994,778,692	1,029,848,532
ドイチェ・グローバル公益債券ファンド 2014-07 A（為替ヘッジあり） （適格機関投資家転売制限付）	6,436,552,993	6,011,486,979
ドイチェ・グローバル公益債券ファンド 2015-03 A（為替ヘッジあり） （適格機関投資家転売制限付）	2,350,245,522	1,721,708,824
ドイチェ・グローバル公益債券ファンド 2015-06 A（為替ヘッジあり） （適格機関投資家転売制限付）	3,009,758,753	2,873,404,232
ドイチェ・グローバル公益債券ファンド 2017-07 A（為替ヘッジあり） （適格機関投資家転売制限付）	—	2,555,993,998

(3)附属明細表

①有価証券明細表

(ア)株式

該当事項はありません。

(イ)株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	数量	評価額	備考
特殊債券	アメリカドル	CEZCP 5.625% 04/03/42	7,531,000.00	8,190,715.60	
		CHGRID 2.75% 05/04/22	2,200,000.00	2,129,710.00	
		CHGRID 3.125% 05/22/23	5,000,000.00	4,845,000.00	
		EDF 6.95% 01/26/39	5,000,000.00	6,535,700.00	
		EDF 6% 01/22/14	3,000,000.00	3,176,010.00	
		KOHNPW 3% 09/19/22	20,000,000.00	19,434,200.00	
		POWINV 3% 12/06/21	5,840,000.00	5,728,456.00	
		SECO 5.06% 04/08/43	7,000,000.00	6,892,900.00	
		TAQAUH 3.625% 01/12/23	6,300,000.00	6,179,922.00	
		TAQAUH 4.375% 04/23/25	13,495,000.00	13,422,801.75	
		TAQAUH 5.875% 12/13/21	7,500,000.00	8,035,425.00	
		TAQAUH 6.25% 09/16/19	4,500,000.00	4,682,970.00	
	計			89,253,810.35 (9,592,999,536)	
	ユーロ	EDF FRN PERPETUAL	5,200,000.00	5,790,200.00	
		ENEASA 3.25% 03/19/20	2,500,000.00	2,642,500.00	
		NTPCIN 2.75% 02/01/27	3,400,000.00	3,459,500.00	
		ORSTED FRN 06/26/13	5,000,000.00	6,017,500.00	
		ORSTED FRN 07/08/13	3,830,000.00	3,866,385.00	
		ORSTED FRN 11/24/17	2,810,000.00	2,800,867.50	
		SGSPAA 2% 06/30/22	7,000,000.00	7,422,800.00	
		TENN FRN PERPETUAL	5,380,000.00	5,543,552.00	
		VATFAL 6.75% 01/31/19	4,650,000.00	4,899,705.00	
	計			42,443,009.50 (5,631,338,500)	
	イギリスポンド	ORSTED 4.875% 01/12/32	10,550,000.00	12,781,114.00	
		ORSTED 5.75% 04/09/40	3,921,000.00	5,531,276.28	
	計			18,312,390.28 (2,770,664,649)	
	小計			17,995,002,685 (17,995,002,685)	
社債券	アメリカドル	ADTIN 4% 08/03/26	3,934,000.00	3,675,221.48	
		AEE 3.9% 09/15/42	6,330,000.00	6,233,151.00	
		AEE 6.7% 02/01/19	4,000,000.00	4,126,800.00	
		AEE 9.75% 11/15/18	1,400,000.00	1,454,544.00	
		AEP 2.75% 10/01/26	4,660,000.00	4,302,205.20	
		AEP 2.95% 12/15/22	3,000,000.00	2,933,040.00	
		AEP 3.3% 06/01/27	1,850,000.00	1,785,139.00	
		AEP 3.3% 06/01/27	2,150,000.00	2,074,621.00	
		AEP 7% 03/15/19	4,400,000.00	4,523,860.00	
		BRKHEC 3.5% 02/01/25	23,500,000.00	23,458,170.00	
		BRKHEC 3.75% 11/15/23	5,500,000.00	5,562,810.00	
		BRKHEC 6.25% 10/15/37	20,000,000.00	26,036,400.00	
		CHGRID 4.125% 05/07/24	4,000,000.00	4,045,400.00	
		CHINLP 3.125% 05/06/25	5,500,000.00	5,281,760.00	
		COLBUN 3.95% 10/11/27	1,700,000.00	1,645,090.00	
		D 3.15% 01/15/26	13,000,000.00	12,524,460.00	
		D 7% 06/15/38	13,610,000.00	17,903,546.70	
		D FRN 10/01/54	4,730,000.00	5,013,800.00	
		DTE 2.85% 10/01/26	5,000,000.00	4,573,950.00	
		DTE 3.65% 03/15/24	10,370,000.00	10,535,816.30	
		DTE 3.7% 03/15/45	7,000,000.00	6,668,900.00	
		DTE 6.375% 04/15/33	5,000,000.00	6,150,000.00	
		DUK 3.15% 04/01/22	2,500,000.00	2,466,600.00	
		DUK 3.25% 08/15/25	6,665,000.00	6,565,758.15	
		DUK 3.75% 09/01/46	8,000,000.00	7,201,040.00	
		DUK 4.8% 12/15/45	8,000,000.00	8,502,400.00	
		DUK 6.4% 06/15/38	16,000,000.00	21,370,240.00	
		DUK 7% 11/15/18	1,650,000.00	1,691,464.50	
		ED 2% 05/15/21	4,350,000.00	4,201,012.50	
		ED 4.45% 03/15/44	14,000,000.00	14,710,080.00	

ED 6.75% 04/01/38	4,000,000.00	5,400,360.00
ED 7.125% 12/01/18	4,000,000.00	4,098,688.00
EIX 5.95% 02/01/38	4,750,000.00	5,890,902.50
EIX 6.65% 04/01/29	10,600,000.00	12,792,822.00
ENELIM 6.8% 09/15/37	9,500,000.00	11,920,600.00
ENGIFP 2.875% 10/10/22	15,020,000.00	14,685,654.80
EOANGR 5.8% 04/30/18	5,000,000.00	5,003,600.00
EOANGR 6.65% 04/30/38	11,000,000.00	13,963,070.00
EPD 3.35% 03/15/23	3,250,000.00	3,149,185.00
EPD 4.45% 02/15/43	7,100,000.00	6,994,636.00
EPD 4.85% 03/15/44	10,200,000.00	10,659,102.00
EPD 5.95% 02/01/41	12,000,000.00	14,054,520.00
EPD FRN 08/16/77	8,000,000.00	7,870,000.00
ETP 5.2% 02/01/22	13,700,000.00	14,287,593.00
ETP 6.5% 02/01/42	13,000,000.00	14,091,480.00
EXC 2.4% 08/15/26	9,340,000.00	8,466,523.20
EXC 3.5% 11/15/21	2,000,000.00	2,020,560.00
EXC 3.7% 09/15/47	3,600,000.00	3,416,976.00
EXC 3.7% 09/15/47	3,900,000.00	3,701,724.00
EXC 4.45% 04/15/46	5,000,000.00	5,059,600.00
EXC 4.95% 06/15/35	4,205,000.00	4,595,770.65
EXC 7.6% 04/01/32	5,000,000.00	6,199,800.00
FE 4.7% 04/01/24	3,000,000.00	3,137,670.00
FE 5.4% 12/15/43	5,200,000.00	6,112,007.20
GXP 5.3% 10/01/41	7,000,000.00	7,921,480.00
ISRELE 5% 11/12/24	2,610,000.00	2,718,967.50
KMI 4.25% 09/01/24	5,000,000.00	4,995,350.00
KMI 4.3% 03/01/28	9,000,000.00	8,868,150.00
KMI 5.05% 02/15/46	5,000,000.00	4,843,550.00
KMI 5.3% 09/15/20	2,000,000.00	2,074,040.00
KMI 6.95% 01/15/38	17,800,000.00	21,228,102.00
KMI 9% 02/01/19	10,000,000.00	10,453,400.00
MPLX 3.375% 03/15/23	1,800,000.00	1,776,582.00
MPLX 4.125% 03/01/27	3,480,000.00	3,426,303.60
MPLX 4.7% 04/15/48	4,440,000.00	4,309,686.00
NEE 4.05% 10/01/44	5,000,000.00	5,061,050.00
NEE 4.125% 02/01/42	4,180,000.00	4,299,380.80
NEE 5.96% 04/01/39	1,750,000.00	2,243,692.50
NEE FRN 06/15/67	8,000,000.00	7,840,000.00
NEE FRN 12/01/77	6,735,000.00	6,516,112.50
NGGLN 2.742% 08/15/26	6,010,000.00	5,587,376.80
NGGLN 4.278% 10/01/34	7,000,000.00	7,180,670.00
NRUC 10.375% 11/01/18	11,000,000.00	11,475,860.00
NRUC 3.4% 02/07/28	5,250,000.00	5,123,895.00
NRUC FRN 04/30/43	5,539,000.00	5,634,603.14
OKE 6.85% 10/15/37	8,000,000.00	9,727,120.00
OKE 8.625% 03/01/19	2,655,000.00	2,777,528.25
ONCRTX 2.95% 04/01/25	2,000,000.00	1,919,940.00
ONCRTX 5.25% 09/30/40	13,000,000.00	15,317,380.00
PAA 5.15% 06/01/42	5,000,000.00	4,735,000.00
PCG 3.5% 06/15/25	3,340,000.00	3,226,506.80
PCG 6.35% 02/15/38	12,000,000.00	14,537,112.00
PEG 3.8% 01/01/43	9,300,000.00	9,086,007.00
PPL 3.4% 06/01/23	5,000,000.00	4,921,300.00
PPL 4.2% 06/15/22	2,230,000.00	2,276,830.00
PPL 4.75% 07/15/43	3,000,000.00	3,340,500.00
PPL 5.125% 11/01/40	10,640,000.00	12,399,962.40
PPL 5% 03/15/44	7,270,000.00	7,868,321.00
PSD 3.65% 05/15/25	6,270,000.00	6,200,465.70
SGSPAA 3.25% 07/29/26	1,600,000.00	1,521,696.00
SGSPAA 3.25% 07/29/26	453,000.00	430,830.18
SO 3.75% 03/01/45	4,190,000.00	3,989,173.30
SO 4.15% 12/01/25	12,870,000.00	13,166,782.20
SO 4.3% 03/15/42	11,000,000.00	11,022,440.00
SO 5.95% 02/01/39	16,000,000.00	19,443,840.00
SRE 3.15% 09/15/24	9,000,000.00	8,827,290.00
SRE 9.8% 02/15/19	6,900,000.00	7,245,897.00
SSELN FRN 09/16/77	3,910,000.00	3,900,225.00

		TRPCN 7.625% 01/15/39	14,000,000.00	19,228,440.00	
		TRPCN FRN 03/15/77	4,270,000.00	4,216,625.00	
		TRPCN FRN 05/15/67	3,084,000.00	2,983,770.00	
		VLP 4.375% 12/15/26	7,005,000.00	6,942,095.10	
		WPZ 3.75% 06/15/27	4,180,000.00	3,967,070.80	
		WPZ 4.3% 03/04/24	3,800,000.00	3,820,330.00	
		WPZ 4% 09/15/25	7,500,000.00	7,358,475.00	
		WPZ 5.25% 03/15/20	6,500,000.00	6,736,860.00	
		WPZ 6.3% 04/15/40	3,000,000.00	3,385,410.00	
	計			774,889,598.75	
				(83,285,134,073)	
ユーロ		ALLRNV FRN PERPETUAL	3,265,000.00	3,267,938.50	
		ALLRNV FRN PERPETUAL	1,735,000.00	1,736,561.50	
		ANVAU 2.375% 07/24/20	4,300,000.00	4,521,450.00	
		CARUNA 1.5% 05/24/23	3,860,000.00	3,992,398.00	
		EDF 1% 10/13/26	6,900,000.00	6,656,430.00	
		EDPPL 2.625% 01/18/22	4,500,000.00	4,860,900.00	
		EDPPL 2% 04/22/25	6,950,000.00	7,251,630.00	
		EDPPL 2% 04/22/25	1,000,000.00	1,043,400.00	
		ENAPHO 1.659% 04/26/24	8,320,000.00	8,329,360.00	
		ENBW 6.125% 07/07/39	755,000.00	1,261,303.00	
		ENBW 6.875% 11/20/18	5,000,000.00	5,206,500.00	
		ENBW FRN 04/02/76	3,000,000.00	3,201,000.00	
		ENBW FRN 04/05/77	6,290,000.00	6,719,607.00	
		ENELIM 1% 09/16/24	5,900,000.00	5,903,540.00	
		ENELIM 5.625% 06/21/27	6,000,000.00	8,109,000.00	
		ENELIM FRN 01/15/75	2,930,000.00	3,151,361.50	
		ENGIFP FRN PERPETUAL	10,000,000.00	10,262,000.00	
		ENGSM 1.375% 05/05/28	3,600,000.00	3,583,620.00	
		EOANGR 1.625% 05/22/29	7,470,000.00	7,422,192.00	
		ESBIRE 1.875% 06/14/31	6,230,000.00	6,337,779.00	
		ESBIRE 2.125% 06/08/27	7,000,000.00	7,455,700.00	
		EWE 5.25% 07/16/21	5,650,000.00	6,560,215.00	
		GASSM 1.125% 04/11/24	6,100,000.00	6,131,720.00	
		GASSM FRN PERPETUAL	3,500,000.00	3,773,700.00	
		IBESM 1.125% 04/21/26	4,500,000.00	4,478,400.00	
		IBESM 3.5% 02/01/21	4,500,000.00	4,920,750.00	
		NATUEN 0.918% 09/28/22	3,490,000.00	3,503,262.00	
		NATUEN 2.065% 09/28/27	1,460,000.00	1,462,263.00	
		NGGLN 0.75% 02/11/22	5,100,000.00	5,164,719.00	
		ORGAU 2.875% 10/11/19	3,000,000.00	3,124,200.00	
		ORGAU 3.5% 10/04/21	3,050,000.00	3,372,232.50	
		REESM 1.125% 04/24/25	3,600,000.00	3,650,760.00	
		SEVFP 1.5% 04/03/29	5,500,000.00	5,525,300.00	
		SEVFP 1.75% 09/10/25	3,700,000.00	3,890,735.00	
		SEVFP FRN PERPETUAL	3,000,000.00	3,140,250.00	
		SEVFP FRN PERPETUAL	4,000,000.00	4,136,800.00	
		SPPDIS 2.625% 06/23/21	6,000,000.00	6,401,400.00	
		STEDIN FRN PERPETUAL	8,500,000.00	9,097,550.00	
		TRNIM 1% 10/11/28	6,930,000.00	6,519,051.00	
		VATFAL FRN 03/19/77	3,300,000.00	3,303,960.00	
		VGASDE 3.125% 07/10/23	2,350,000.00	2,650,095.00	
		VIEFP 4.625% 03/30/27	3,000,000.00	3,848,400.00	
		VIEFP 6.75% 04/24/19	10,000,000.00	10,696,000.00	
		VIESGO 2.375% 11/27/23	5,000,000.00	5,300,250.00	
	計			220,925,683.00	
				(29,312,419,620)	
イギリスポンド		CDTFIN 2.125% 09/22/28	9,020,000.00	8,457,512.80	
		CNALN 4.25% 09/12/44	3,000,000.00	3,421,680.00	
		CNALN 4.375% 03/13/29	1,976,000.00	2,237,167.92	
		CNALN 7% 09/19/33	3,100,000.00	4,498,875.00	
		ENELIM 5.75% 09/14/40	4,000,000.00	5,366,800.00	
		ENELIM FRN 09/10/75	3,750,000.00	4,257,375.00	
		ENELIM FRN 09/15/76	2,500,000.00	2,842,625.00	
		EOANGR 6.375% 06/07/32	8,000,000.00	10,937,600.00	
		IBESM 7.375% 01/29/24	6,200,000.00	7,929,800.00	
		IGYGY 4.75% 01/31/34	4,000,000.00	4,741,200.00	
		IGYGY 5.5% 07/06/22	5,000,000.00	5,734,500.00	

		NGGLN FRN 06/18/73	7,000,000.00	7,826,700.00	
		PPL 3.625% 11/06/23	3,100,000.00	3,265,602.00	
		SSELN 8.375% 11/20/28	3,000,000.00	4,503,450.00	
		SSELN FRN 09/16/77	1,910,000.00	1,974,367.00	
		SSELN FRN PERPETUAL	7,000,000.00	7,242,270.00	
		THAMES 4% 06/19/25	4,000,000.00	4,379,440.00	
		UU 2% 02/14/25	5,290,000.00	5,232,339.00	
	計			94,849,303.72	
				(14,350,699,652)	
	小計			126,948,253,345	
				(126,948,253,345)	
	合計			144,943,256,030	
				(144,943,256,030)	

(注)1.通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

2.小計・合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

3.外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカドル	特殊債券 12銘柄	6.3%	64.1%
	社債券 107銘柄	54.5%	
ユーロ	特殊債券 9銘柄	3.7%	24.1%
	社債券 44銘柄	19.2%	
イギリスポンド	特殊債券 2銘柄	1.8%	11.8%
	社債券 18銘柄	9.4%	

②信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

③デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

(2)注記表(デリバティブ取引に関する注記) 取引の時価等に関する事項に記載しております。

【中間財務諸表】

1. 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第7期中間計算期間（平成30年4月21日から平成30年10月20日まで）の中間財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による中間監査を受けております。

【DWS グローバル公益債券ファンドDC Aコース（為替ヘッジあり）】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第6期計算期間 (平成30年4月20日現在)	第7期中間計算期間 (平成30年10月20日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	57,212,079	46,357,317
派生商品評価勘定	—	302,949
流動資産合計	57,212,079	46,660,266
資産合計	57,212,079	46,660,266
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	817,315	68,317
未払受託者報酬	11,380	10,535
未払委託者報酬	273,218	252,905
その他未払費用	26,297	24,340
流動負債合計	1,128,210	356,097
負債合計	1,128,210	356,097
純資産の部		
元本等		
元本	51,147,952	43,187,192
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	4,935,917	3,116,977
（分配準備積立金）	6,983,927	5,779,648
元本等合計	56,083,869	46,304,169
純資産合計	56,083,869	46,304,169
負債純資産合計	57,212,079	46,660,266

(2)【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第6期中間計算期間 (自 平成29年 4月21日 至 平成29年10月20日)	第7期中間計算期間 (自 平成30年 4月21日 至 平成30年10月20日)
営業収益		
有価証券売買等損益	4,430,442	498,185
為替差損益	△3,113,602	△1,319,567
営業収益合計	1,316,840	△821,382
営業費用		
支払利息	1	—
受託者報酬	10,498	10,535
委託者報酬	252,022	252,905
その他費用	35,052	35,140
営業費用合計	297,573	298,580
営業利益又は営業損失（△）	1,019,267	△1,119,962
経常利益又は経常損失（△）	1,019,267	△1,119,962
中間純利益又は中間純損失（△）	1,019,267	△1,119,962
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	13,006	△77,014
期首剰余金又は期首欠損金（△）	4,200,388	4,935,917
剰余金増加額又は欠損金減少額	576,587	79,792
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	576,587	79,792
剰余金減少額又は欠損金増加額	103,046	855,784
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	103,046	855,784
分配金	—	—
中間剰余金又は中間欠損金（△）	5,680,190	3,116,977

(3)【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2.デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約の評価は、個別法に基づき、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物相場の仲値によって計算しております。ただし、為替予約のうち対顧客先物相場が発表されていない通貨については、対顧客相場の仲値によって計算しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

項目	第6期計算期間 (平成30年4月20日現在)	第7期中間計算期間 (平成30年10月20日現在)
1.受益権の総数	51,147,952口	43,187,192口
2.1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0965円 (10,965円)	1.0722円 (10,722円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第6期中間計算期間 (自 平成29年 4月21日 至 平成29年10月20日)	第7期中間計算期間 (自 平成30年 4月21日 至 平成30年10月20日)
信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額	純資産総額に対して年率0.2%以内の額	同左

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	第6期計算期間 (平成30年4月20日現在)	第7期中間計算期間 (平成30年10月20日現在)
1.中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	中間貸借対照表計上額は中間計算期間末日の時価で計上しているため、その差額はありません。
2.時価の算定方法	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2)売買目的有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (3)デリバティブ取引 (デリバティブ取引に関する注記)に記載しております。	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2)売買目的有価証券 同左 (3)デリバティブ取引 同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等はあくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

(通貨関連)

第6期計算期間(平成30年4月20日現在)				
区分	種類	契約額等(円)	時価(円)	評価損益(円)
		うち1年超(円)		

市場取引以外の取引	為替予約取引 売建				
	アメリカドル	36,590,648	—	37,106,421	△515,773
	ユーロ	12,774,155	—	12,991,827	△217,672
	イギリスポンド	6,599,366	—	6,683,236	△83,870
	合計	55,964,169	—	56,781,484	△817,315

区分	種類	第7期中間計算期間(平成30年10月20日現在)			
		契約額等(円)	うち1年超(円)	時価(円)	評価損益(円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建				
	イギリスポンド	416,789	—	411,118	△5,671
	売建				
	アメリカドル	30,622,208	—	30,684,854	△62,646
	ユーロ	11,155,817	—	10,916,228	239,589
	イギリスポンド	5,142,218	—	5,078,858	63,360
	合計	47,337,032	—	47,091,058	234,632

(注1)時価の算定方法

1. 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

① 為替予約の受渡日(以下「当該日」という。)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後2つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2. 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客相場の仲値で評価しております。

(注2)デリバティブ取引にヘッジ会計は適用されておりません。

(その他の注記)

項目	第6期計算期間 (平成30年4月20日現在)	第7期中間計算期間 (平成30年10月20日現在)
	金額(円)	金額(円)
元本の推移		
期首元本額	42,600,572	51,147,952
期中追加設定元本額	11,096,890	911,152
期中一部解約元本額	2,549,510	8,871,912

【DWS グローバル公益債券ファンドDC Bコース（為替ヘッジなし）】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第6期計算期間 (平成30年4月20日現在)	第7期中間計算期間 (平成30年10月20日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	19,181,276	16,683,836
流動資産合計	19,181,276	16,683,836
資産合計	19,181,276	16,683,836
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	4,469	3,980
未払委託者報酬	107,156	95,407
その他未払費用	10,284	9,146
流動負債合計	121,909	108,533
負債合計	121,909	108,533
純資産の部		
元本等		
元本	12,481,872	10,811,654
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	6,577,495	5,763,649
（分配準備積立金）	2,235,283	1,700,507
元本等合計	19,059,367	16,575,303
純資産合計	19,059,367	16,575,303
負債純資産合計	19,181,276	16,683,836

(2)【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第6期中間計算期間 (自 平成29年 4月21日 至 平成29年10月20日)	第7期中間計算期間 (自 平成30年 4月21日 至 平成30年10月20日)
営業収益		
有価証券売買等損益	1,887,053	208,230
営業収益合計	1,887,053	208,230
営業費用		
受託者報酬	4,404	3,980
委託者報酬	105,660	95,407
その他費用	10,135	9,146
営業費用合計	120,199	108,533
営業利益	1,766,854	99,697
経常利益	1,766,854	99,697
中間純利益	1,766,854	99,697
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額	148,939	42,734
期首剰余金又は期首欠損金（△）	6,666,878	6,577,495
剰余金増加額又は欠損金減少額	595,735	844,701
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	595,735	844,701
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,246,826	1,715,510
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,246,826	1,715,510
分配金	—	—
中間剰余金又は中間欠損金（△）	7,633,702	5,763,649

(3)【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
-----------------	---

(中間貸借対照表に関する注記)

項目	第6期計算期間 (平成30年4月20日現在)	第7期中間計算期間 (平成30年10月20日現在)
1. 受益権の総数	12,481,872口	10,811,654口
2. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.5270円 (15,270円)	1.5331円 (15,331円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第6期中間計算期間 (自 平成29年 4月21日 至 平成29年10月20日)	第7期中間計算期間 (自 平成30年 4月21日 至 平成30年10月20日)
信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額	純資産総額に対して年率0.2%以内の額	同左

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	第6期計算期間 (平成30年4月20日現在)	第7期中間計算期間 (平成30年10月20日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	中間貸借対照表計上額は中間計算期間末日の時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2)売買目的有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2)売買目的有価証券 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	第6期計算期間 (平成30年4月20日現在)	第7期中間計算期間 (平成30年10月20日現在)
	金額(円)	金額(円)
元本の推移		
期首元本額	14,203,270	12,481,872
期中追加設定元本額	2,618,964	1,585,673
期中一部解約元本額	4,340,362	3,255,891

（参考情報）

当ファンドは「DWS グローバル公益債券マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、当ファンドの中間計算期間末日における同親投資信託の状況は次の通りです。

「DWS グローバル公益債券マザーファンド」の状況

以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

(1)貸借対照表

区分	(平成30年4月20日現在)	(平成30年10月20日現在)
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金	6,906,667,343	1,124,543,072
コール・ローン	61,885,957	23,498,337
特殊債券	17,995,002,685	14,542,415,066
社債券	126,948,253,345	105,738,597,604
派生商品評価勘定	206,062	290,289,168
未収利息	1,805,753,407	1,353,207,642
前払費用	17,398,170	394,209
差入委託証拠金	1,696,248,036	1,224,573,159
流動資産合計	155,431,415,005	124,297,518,257
資産合計	155,431,415,005	124,297,518,257
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	144,428,294	5,731
未払金	2,553,556,961	—
未払利息	169	64
流動負債合計	2,697,985,424	5,795
負債合計	2,697,985,424	5,795
純資産の部		
元本等		
元本	85,262,858,875	68,702,270,722
剰余金		
剰余金又は欠損金(△)	67,470,570,706	55,595,241,740
元本等合計	152,733,429,581	124,297,512,462
純資産合計	152,733,429,581	124,297,512,462
負債純資産合計	155,431,415,005	124,297,518,257

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.有価証券の評価基準及び評価方法	特殊債券及び社債券につきましては個別法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。 (1)金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として、金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場(外貨建証券等の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場)で評価しております。 計算期間の末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。 (2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、日本証券業協会の公社債店頭売買参考統計値、金融機関の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3)時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2.デリバティブの評価基準及び評価方法	(1)先物取引については、個別法に基づき、原則として、計算日に知りうる直近の日の、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場を用いております。 (2)為替予約の評価は、個別法に基づき、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物相場の仲値によって計算しております。ただし、為替予約のうち対顧客先物相場が発表されていない通貨については、対顧客相場の仲値によって計算しております。
3.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(平成30年4月20日現在)	(平成30年10月20日現在)
1.受益権の総数	85,262,858,875口	68,702,270,722口
2.1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.7913円 (17,913円)	1.8092円 (18,092円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	(平成30年4月20日現在)	(平成30年10月20日現在)
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2)売買目的有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (3)デリバティブ取引 (デリバティブ取引に関する注記)に記載しております。	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2)売買目的有価証券 同左 (3)デリバティブ取引 同左

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等はいくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左
----------------------------	---	----

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

(通貨関連)

区分	種類	(平成30年4月20日現在)			
		契約額等(円)	うち1年超(円)	時価(円)	評価損益(円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 アメリカドル	1,047,155,842	—	1,048,295,539	△1,139,697
	合計	1,047,155,842	—	1,048,295,539	△1,139,697

区分	種類	(平成30年10月20日現在)			
		契約額等(円)	うち1年超(円)	時価(円)	評価損益(円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 アメリカドル	818,636,068	—	817,574,294	1,061,774
	合計	818,636,068	—	817,574,294	1,061,774

(注1)時価の算定方法

1. 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

- ① 為替予約の受渡日(以下「当該日」という。)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
- ② 当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - ・ 当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後2つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
 - ・ 当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2. 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客相場の仲値で評価しております。

(注2)デリバティブ取引にヘッジ会計は適用されております。

(債券関連)

区分	種類	(平成30年4月20日現在)			
		契約額等(円)	うち1年超(円)	時価(円)	評価損益(円)
市場取引	債券先物取引 売建	12,219,804,465	—	12,362,887,000	△143,082,535
	合計	12,219,804,465	—	12,362,887,000	△143,082,535

区分	種類	(平成30年10月20日現在)			
		契約額等(円)	うち1年超(円)	時価(円)	評価損益(円)
市場取引	債券先物取引 売建	10,785,822,638	—	10,496,600,975	289,221,663
	合計	10,785,822,638	—	10,496,600,975	289,221,663

(注1)時価の算定方法

- 1.先物取引の残高表示は、契約額によっております。
- 2.先物取引の評価においては、原則として、計算日に知りうる直近の日の、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

(注2)デリバティブ取引にヘッジ会計は適用されておられません。

(その他の注記)

項目	(平成30年4月20日現在)	(平成30年10月20日現在)
	金額(円)	金額(円)
1. 元本の推移		
期首元本額	94,590,067,964	85,262,858,875
期中追加設定元本額	10,632,162,996	703,185,187
期中一部解約元本額	19,959,372,085	17,263,773,340
期末元本額	85,262,858,875	68,702,270,722
2. 元本の内訳		
DWS グローバル公益債券ファンド (毎月分配型) Aコース (為替ヘッジあり)	56,124,318,317	44,862,643,343
DWS グローバル公益債券ファンド (毎月分配型) Bコース (為替ヘッジなし)	10,127,274,382	9,181,218,501
DWS グローバル公益債券ファンドDC Aコース (為替ヘッジあり)	31,938,860	25,623,103
DWS グローバル公益債券ファンドDC Bコース (為替ヘッジなし)	10,708,020	9,221,665
DWS グローバル公益債券ファンドA (為替ヘッジあり) (適格機関投資家転売制限付)	155,649,628	48,948,050
DWS グローバル公益債券ファンド (年1回決算型) Cコース (為替ヘッジあり)	4,620,527,103	3,802,847,689
DWS グローバル公益債券ファンド (年1回決算型) Dコース (為替ヘッジなし)	1,029,848,532	838,928,897
ドイチェ・グローバル公益債券ファンド 2014-07 A (為替ヘッジあり) (適格機関投資家転売制限付)	6,011,486,979	5,311,190,904
ドイチェ・グローバル公益債券ファンド 2015-03 A (為替ヘッジあり) (適格機関投資家転売制限付)	1,721,708,824	1,134,717,379
ドイチェ・グローバル公益債券ファンド 2015-06 A (為替ヘッジあり) (適格機関投資家転売制限付)	2,873,404,232	1,179,453,647
ドイチェ・グローバル公益債券ファンド 2017-07 A (為替ヘッジあり) (適格機関投資家転売制限付)	2,555,993,998	2,307,477,544

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

DWS グローバル公益債券ファンドDC Aコース（為替ヘッジあり）

（平成30年11月30日現在）

I 資産総額	46,158,743 円
II 負債総額	257,231 円
III 純資産総額（I－II）	45,901,512 円
IV 発行済口数	43,463,602 口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.0561 円
（1万口当たり純資産額）	（10,561 円）

DWS グローバル公益債券ファンドDC Bコース（為替ヘッジなし）

（平成30年11月30日現在）

I 資産総額	17,317,228 円
II 負債総額	21,266 円
III 純資産総額（I－II）	17,295,962 円
IV 発行済口数	11,351,979 口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.5236 円
（1万口当たり純資産額）	（15,236 円）

（参考）DWS グローバル公益債券マザーファンド

（平成30年11月30日現在）

I 資産総額	118,062,100,426 円
II 負債総額	12,982,995 円
III 純資産総額（I－II）	118,049,117,431 円
IV 発行済口数	65,569,097,742 口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.8004 円
（1万口当たり純資産額）	（18,004 円）

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

1. 名義書換について

該当事項はありません。

2. 受益者に対する特典

該当事項はありません。

3. 内国投資信託受益権の譲渡制限の内容

譲渡制限は設けておりません。ただし、受益権の譲渡の手続き及び受益権の譲渡の対抗要件は以下によるものとします。

(1) 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

(2) 上記(1)の申請のある場合には、上記(1)の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記(1)の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

(3) 上記(1)の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4) 受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社及び受託会社に対抗することができません。

4. 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

5. 償還金

償還金は、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

6. 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金及び償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金等

①資本金の額

3,078百万円（2018年11月末現在）

②発行する株式の総数

200,000株（2018年11月末現在）

③発行済株式総数

61,560株（2018年11月末現在）

④最近5年間ににおける資本金の額の増減

該当事項はありません。

(2)委託会社の機構

委託会社は、取締役会及び監査役をおきます。

取締役及び監査役は、株主総会の決議をもって選任され、その員数は取締役については3名以上、監査役については1名以上とします。

取締役会は、取締役全員で組織され、経営に関するすべての重要事項及び法令または定款によって定められた事項につき意思決定を行います。

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとし、補欠または増員のために選任された取締役の任期は、他の取締役の残存任期と同一とします。

監査役は、委託会社の会計監査及び業務監査を行います。

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとし、補欠のために選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間とします。

（投資信託の運用プロセス）

- ①四半期毎に行われる投資戦略会議において、ドイツ銀行グループの資産運用部門（グローバル）からの情報を参考にしつつ、各投資対象についての市場見通し並びに大まかな運用方針を決定します。
- ②運用担当者は、投資戦略会議の方針にしたがって各ファンドの運用計画を作成し、運用部長の承認を得ます。その際、必要に応じてグループ内の投資環境調査やモデルポートフォリオを参考にします。
- ③承認された運用計画にしたがって、運用担当者は売買を指示し、ポートフォリオの構築を行います。その際ファンドによっては、外部運用機関と投資助言契約もしくは運用委託契約を結んだ上で運用を行う場合があります。
- ④コンプライアンス統括部が、個々の売買についてガイドライン違反等がないか速やかにチェックを行います。
- ⑤運用評価会議では、各ファンドの運用成績を分析するとともに、運用に際して取っているアクティブリスクの状況や他ファンドとの均一性についてレビューを行い、今後の運用へのフィードバックを行います。
- ⑥インベストメント・コントロール・コミッティーにおいて、ガイドラインの遵守状況や運用上の改善すべき点等について検討を行います。
- ⑦コンプライアンス統括部は、運用部から独立した立場で、取引の妥当性のチェック及び利益相反取引のチェックを行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

投信法に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また金融商品取引法に定める投資助言・代理業務、第一種金融商品取引業務及び第二種金融商品取引業務を行っています。

2018年11月末現在、委託会社の運用するファンドは103本、純資産総額は1,163,462百万円です（ただし、親投資信託を除きます。）。

ファンドの種類別の本数及び純資産総額は下記の通りです。

種類			本数	純資産総額
公募	追加型	株式投資信託	79本	338,669百万円
私募	単位型	株式投資信託	5本	18,903百万円
	追加型	株式投資信託	19本	805,889百万円
合計			103本	1,163,462百万円

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第2条に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てにより記載しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位:千円)

	前事業年度 (平成29年3月31日)		当事業年度 (平成30年3月31日)	
資産の部				
流動資産				
預金	※1	6,283,386	※1	5,655,645
前払費用		16,458		29,379
未収入金		82,163		53,761
未収委託者報酬		763,859		687,990
未収運用受託報酬		7,786		17,160
未収収益		1,544,810		1,726,042
未収還付消費税		21,942		-
立替金		36,404		33,594
為替予約		26,683		5,246
繰延税金資産		739,018		968,510
流動資産合計		9,522,513		9,177,332
固定資産				
投資その他の資産				
投資有価証券		2,123		9,814
敷金		24,418		25,761
繰延税金資産		194,214		160,409
投資その他の資産合計		220,755		195,985
固定資産合計		220,755		195,985
資産合計		9,743,269		9,373,318

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	108,617	242,275
未払収益分配金	3	3
未払償還金	1,508	1,508
未払手数料	382,841	347,486
その他未払金	65,430	60,115
未払費用	※1 2,285,945	※1 2,924,207
未払法人税等	136,344	40,854
未払消費税等	-	26,091
賞与引当金	83,600	127,541
為替予約	6,398	6,975
流動負債合計	3,070,690	3,777,060
固定負債		
退職給付引当金	506,572	424,878
長期未払費用	36,513	69,675
賞与引当金	35,404	56,719
固定負債合計	578,490	551,273
負債合計	3,649,180	4,328,333
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,078,000	3,078,000
資本剰余金		
資本準備金	1,830,000	1,830,000
資本剰余金合計	1,830,000	1,830,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,186,003	137,113
利益剰余金合計	1,186,003	137,113
株主資本合計	6,094,003	5,045,113
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	85	△128
評価・換算差額等合計	85	△128
純資産合計	6,094,088	5,044,984
負債純資産合計	9,743,269	9,373,318

(2)【損益計算書】

(単位:千円)

	前事業年度 (自 平成28年 4 月 1 日 至 平成29年 3 月31日)		当事業年度 (自 平成29年 4 月 1 日 至 平成30年 3 月31日)
営業収益			
委託者報酬	6,357,969		6,524,519
運用受託報酬	16,378		18,315
その他営業収益	3,592,631	※1	3,012,893
営業収益合計	9,966,979		9,555,728
営業費用			
支払手数料	3,201,448		3,339,679
広告宣伝費	73,459		65,274
公告費	1,160		1,160
調査費	124,588		133,783
委託調査費	429,364		442,843
情報機器関連費	140,552		174,928
委託計算費	620,836		585,251
通信費	7,485		7,607
印刷費	58,122		53,739
協会費	15,321		14,967
諸会費	11,157		8,720
諸経費	35,421		26,616
営業費用合計	4,718,919		4,854,574
一般管理費			
役員報酬	126,870		72,800
給料・手当	1,092,474		1,224,750
賞与	217,223		522,848
交際費	11,682		9,187
寄付金	3,500		3,745
旅費交通費	46,216		63,479
租税公課	59,141		61,422
不動産賃借料	162,992		168,175
退職給付費用	123,967		115,039
福利厚生費	267,617		317,686
業務委託費	※1 1,228,037	※1	1,522,092
退職金	3,319		1,042
諸経費	175,560		183,312
一般管理費合計	3,518,604		4,265,583
営業利益	1,729,455		435,570
営業外収益			
雑収益	4,987		4,377
営業外収益合計	4,987		4,377
営業外費用			
為替差損	18,873		33,995
その他	4,027		578
営業外費用合計	22,900		34,573
経常利益	1,711,542		405,374
特別損失			
割増退職金	36,794		78,317

特別損失合計	36,794	78,317
税引前当期純利益	1,674,748	327,056
法人税、住民税及び事業税	606,092	391,539
法人税等調整額	△116,796	△195,592
法人税等合計	489,295	195,947
当期純利益	1,185,452	131,109

(3)【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

（単位:千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
		資本準備金	その他利益剰余金	
			繰越利益剰余金	
当期首残高	3,078,000	1,830,000	2,520,551	7,428,551
当期変動額				
剰余金の配当			△2,520,000	△2,520,000
当期純利益			1,185,452	1,185,452
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	-	-	△1,334,547	△1,334,547
当期末残高	3,078,000	1,830,000	1,186,003	6,094,003

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	△40	△40	7,428,510
当期変動額			
剰余金の配当			△2,520,000
当期純利益			1,185,452
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	125	125	125
当期変動額合計	125	125	△1,334,421
当期末残高	85	85	6,094,088

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

（単位:千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
		資本準備金	その他利益剰余金	
			繰越利益剰余金	
当期首残高	3,078,000	1,830,000	1,186,003	6,094,003
当期変動額				
剰余金の配当			△1,180,000	△1,180,000
当期純利益			131,109	131,109
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	-	-	△1,048,890	△1,048,890
当期末残高	3,078,000	1,830,000	137,113	5,045,113

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	85	85	6,094,088
当期変動額			
剰余金の配当			△1,180,000
当期純利益			131,109
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△213	△213	△213
当期変動額合計	△213	△213	△1,049,104
当期末残高	△128	△128	5,044,984

注記事項

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) その他有価証券

時価のあるもの

当事業年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。但し、当社においては過去より貸倒実績がないため引当金の計上をしておりません。

(2) 賞与引当金

従業員等に対する賞与の支払及び親会社の運営する株式報酬制度に係る将来の支払に備えるため、当社所定の計算基準により算出した支払見込額の当事業年度負担分を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員等の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を翌期から費用処理することとしております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建の金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. その他財務諸表のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の処理方法

税抜方式を採用しております。

（貸借対照表関係）

※1 各科目に含まれている関係会社に対するものは以下のとおりであります。

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
預金	1,272,988 千円	805,592 千円
未払費用	224,016 千円	218,484 千円

（損益計算書関係）

※1 関係会社に対するものは以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
その他営業収益	- 千円	5,103 千円
業務委託費	284,032 千円	328,038 千円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	61,560	-	-	61,560

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成28年6月29日 定時株主総会	普通株式	2,520,000	40,935.67	平成28年3月31日	平成28年6月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成29年6月28日開催予定の定時株主総会の決議事項として、普通株式の配当に関する議案を次のとおり付議する予定であります。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成29年6月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,180,000	19,168.29	平成29年3月31日	平成29年6月29日

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	61,560	-	-	61,560

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成29年6月28日 定時株主総会	普通株式	1,180,000	19,168.29	平成29年3月31日	平成29年6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

（リース取引関係）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は顧客資産について投資助言・代理及び投資運用業務等を行っており、業務上必要と認められる場合以外は、自己勘定による資金運用は行っておりません。預金については全て決済性の当座預金であります。また、銀行借入や社債等による資金調達を行っておりません。

デリバティブについても、外貨建営業債権及び債務の為替変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

当座預金並びに営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬及び未収収益は、取引先の信用リスクに晒されています。預金に関するリスクは、当社の社内規程に従い、取引先の信用リスクのモニタリングを行っており、営業債権に関するリスクは、取引先毎の期日管理及び残高管理を実施し、主要な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。

投資有価証券は当社設定の投資信託に対するシードマネーであり、業務上の必要性から保有しているもので、投資額も必要最低額であるため、市場価格の変動リスク、市場の流動性リスクは限定的であります。

外貨建営業債権及び債務は為替変動リスクに晒されており、通貨別に把握された為替の変動リスクに対して先物為替予約によりリスクの回避を実施しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、社内規程に基づいて取引、記帳及び取引先との残高照合等を行っております。

営業債務に関する流動性リスクについては、経理部において資金繰りをモニタリングしております。

上記、信用、市場、為替リスクに関する事項は、社内規程に基づいて定期的に社内委員会に報告され、審議、検討を行っております。また、流動性リスクに関する事項につきましても逐次、社内担当役員に報告されております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりであります。

前事業年度（平成29年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)預金	6,283,386	6,283,386	-
(2)未収委託者報酬	763,859	763,859	-
(3)未収運用受託報酬	7,786	7,786	-
(4)未収収益	1,544,810	1,544,810	-
(5)投資有価証券 その他の有価証券	2,123	2,123	-
資産計	8,601,966	8,601,966	-
(1)預り金	108,617	108,617	-
(2)未払手数料	382,841	382,841	-
(3)その他未払金	65,430	65,430	-
(4)未払費用	2,285,945	2,285,945	-
負債計	2,842,835	2,842,835	-
デリバティブ取引 (*1) ヘッジ会計が適用されていないもの	20,284	20,284	-
デリバティブ取引計	20,284	20,284	-

(*1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬及び(4) 未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

投資有価証券はその他の有価証券に区分されており、時価については、基準価額によっております。

また、有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照下さい。

負 債

(1) 預り金、(2) 未払手数料、(3) その他未払金及び(4) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記を参照下さい。

(注) 2. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超
預金	6,283,386	-	-
未収委託者報酬	763,859	-	-
未収運用受託報酬	7,786	-	-
未収収益	1,544,810	-	-
投資有価証券			
その他の有価証券	-	2,123	-
合計	8,599,843	2,123	-

(注) 償還期間が見込めないものについては表中に記載を行わず、除外しております。

当事業年度（平成30年3月31日）

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預金	5,655,645	5,655,645	-
(2) 未収委託者報酬	687,990	687,990	-
(3) 未収運用受託報酬	17,160	17,160	-
(4) 未収収益	1,726,042	1,726,042	-
(5) 投資有価証券			
その他の有価証券	9,814	9,814	-
資産計	8,096,654	8,096,654	-
(1) 預り金	242,275	242,275	-
(2) 未払手数料	347,486	347,486	-
(3) その他未払金	60,115	60,115	-
(4) 未払費用	2,924,207	2,924,207	-
負債計	3,574,085	3,574,085	-
デリバティブ取引 (*1)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(1,729)	(1,729)	-
デリバティブ取引計	(1,729)	(1,729)	-

(*1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬及び(4) 未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

投資有価証券はその他の有価証券に区分されており、時価については、基準価額によっております。

また、有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照下さい。

負 債

(1) 預り金、(2) 未払手数料、(3) その他未払金及び(4) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記を参照下さい。

(注) 2. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超
預金	5,655,645	-	-
未収委託者報酬	687,990	-	-
未収運用受託報酬	17,160	-	-
未収収益	1,726,042	-	-
投資有価証券			
その他の有価証券	-	2,173	-
合計	8,086,839	2,173	-

(注) 償還期間が見込めないものについては表中に記載を行わず、除外しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度（平成29年3月31日）

(単位:千円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他	2,123	2,000	123
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	-	-	-
合計		2,123	2,000	123

当事業年度（平成30年3月31日）

(単位:千円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他	2,173	2,000	173
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	7,640	8,000	△359
合計		9,814	10,000	△185

2. 売却したその他有価証券

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

(単位:千円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	2,006	6	-
合計	2,006	6	-

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

ヘッジ会計が適用されていないもの

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物は通貨のみであり、貸借対照表日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。

前事業年度（平成29年3月31日）

通貨関連（時価の算定方法は、先物為替相場によっております。）

（単位:千円）

区分	為替予約取引	契約額等		時価	評価損益
		契約額等	うち1年超		
市場取引以外の取引	売建				
	米ドル	1,141,300	-	27,174	27,174
	ユーロ	16,195	-	347	347
	買建				
	米ドル	17,536	-	△490	△490
	ユーロ	812,787	-	△6,349	△6,349
	シンガポールドル	26,960	-	△315	△315
	豪ドル	10,973	-	△80	△80
合計		2,025,753	-	20,284	20,284

当事業年度（平成30年3月31日）

通貨関連（時価の算定方法は、先物為替相場によっております。）

（単位:千円）

区分	為替予約取引	契約額等		時価	評価損益
		契約額等	うち1年超		
市場取引以外の取引	売建				
	米ドル	921,278	-	△6,890	△6,890
	ユーロ	197,664	-	956	956
	豪ドル	7,914	-	△7	△7
	買建				
	米ドル	25,567	-	△76	△76
	ユーロ	601,129	-	3,916	3,916
	シンガポールドル	26,746	-	373	373
合計		1,780,300	-	△1,729	△1,729

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、退職一時金制度と確定拠出年金制度を採用しております。加えて、一部の従業員を対象とした特別慰労金制度を採用しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位:千円)		
	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
退職給付債務の期首残高	613,296	544,940
勤務費用	62,184	57,137
利息費用	1,998	2,318
数理計算上の差異の発生額	△21,064	3,574
退職給付の支払額	△123,960	△146,986
転籍者調整額	12,486	△6,844
退職給付債務の期末残高	544,940	454,139

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位:千円)		
	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	544,940	454,139
未積立退職給付債務	544,940	454,139
未認識数理計算上の差異	△38,368	△29,261
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	506,572	424,878
退職給付引当金	506,572	424,878
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	506,572	424,878

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位:千円)		
	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
勤務費用	62,184	57,137
利息費用	1,998	2,318
数理計算上の差異の費用処理額	21,569	12,680
確定給付制度に係る退職給付費用	85,752	72,136

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
割引率	0.60%	0.50%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度38,214千円、当事業年度 42,903千円でありました。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	(単位:千円)	
	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	21,595	44,179
その他未払金	19,453	15,628
未払費用	688,851	895,392
未払事業税	4,988	18,535
長期未払費用	3,033	20,163
退職給付引当金	155,424	130,097
減価償却超過額	39,677	62,964
その他有価証券評価差額金	-	56
その他	246	2,679
繰延税金資産小計	933,270	1,189,699
評価性引当額	-	△60,779
繰延税金資産合計	933,270	1,128,919
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	37	-
繰延税金負債合計	37	-
繰延税金資産の純額	933,232	1,128,919

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	(単位: %)	
	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
法定実効税率	30.9	30.9
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2	0.8
役員賞与等永久に損金に算入されない項目	1.4	5.3
繰延税金資産・負債算定に使用する実効税率	0.0	2.8
との差異		
評価性引当金	-	18.7
住民税均等割	0.2	1.1
その他	△3.5	0.3
税効果会計適用後の法人税の負担率	29.2	59.9

（セグメント情報等）

セグメント情報

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当社は有形固定資産を保有していないため、記載しておりません。

3. 主要な顧客ごとの情報

当社の主要な顧客は一般投資家であり、損益計算書の営業収益の10%以上を占める顧客が存在しないため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当社は有形固定資産を保有していないため、記載しておりません。

3. 主要な顧客ごとの情報

当社の主要な顧客は一般投資家であり、損益計算書の営業収益の10%以上を占める顧客が存在しないため、記載を省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	Deutsche Bank Aktiengesellschaft	ドイツ フランク フルト	3,530,939 千ユーロ	銀行業	(被所有) 間接100%	資金預入、 サービスの提供	*1 資金の預入 *2 IT、管理部門 サービス	- 284,032	預金 未払費用	1,272,988 224,016

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	Deutsche Bank Aktiengesellschaft	ドイツ フランク フルト	5,290,939 千ユーロ	銀行業	(被所有) 間接80%	資金預入、 サービスの提供	*1 資金の預入 *2 IT、管理部門 サービス *3 その他営業収 益	- 327,898 5,103	預金 未払費用	801,072 218,484

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

*1 当座預金口座を開設しております。

*2 当該会社とのサービス契約ないし、当社のIT環境、総務購買部門等の管理部門業務に関連し支出した費用の計上を行っております。

*3 当該会社とのサービス契約に基づき、予め定められた料率で計算された収益の計上を行っております。

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	ドイツ証券株式会社	東京都千代田区	72,728 百万円	証券業	なし	サービスの提供 役員の兼任	*1 IT、管理部門 サービス	759,006	未払費用 未収入金	1,213,722 12,483
同一の親会社を持つ会社	RREEF America L.L.C.	米国 ウィルミントン	10 千ドル	投資 運用業	なし	サービスの提供	*3 その他営業収益	2,519,524	未収収益	1,123,846
同一の親会社を持つ会社	Deutsche Investment Management Americas Inc.	米国 ウィルミントン	10 ドル	投資 運用業	なし	サービスの提供	*1 IT、管理部門 サービス *3 その他営業収益	113,235 265,728	未払費用 未収収益	130,901 237,558
同一の親会社を持つ会社	RREEF Investment GmbH	ドイツ フランクフルト	6,000 千ユーロ	投資 運用業	なし	サービスの提供	*3 その他営業収益	137,949	未収収益	23,351
同一の親会社を持つ会社	Deutsche Asset Management Investment GmbH	ドイツ フランクフルト	115,000 千ユーロ	投資 運用業	なし	サービスの提供 運用の再委託	*1 IT、管理部門 サービス *2 委託調査 *3 その他営業収益	37,724 333,866 197,181	未払費用 未収収益	264,662 10,942

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	ドイツ証券株式会社	東京都千代田区	72,728 百万円	証券業	なし	サービスの提供 役員の兼任	*1 IT、管理部門 サービス	989,961	未払費用 未収入金	1,770,096 53,761
同一の親会社を持つ会社	RREEF America L.L.C.	米国 ウィルミントン	10 千ドル	投資 運用業	なし	サービスの提供	*3 その他営業収益	1,812,585	未収収益	1,004,591
同一の親会社を持つ会社	Deutsche Investment Management Americas Inc.	米国 ウィルミントン	10 ドル	投資 運用業	なし	サービスの提供	*1 IT、管理部門 サービス *3 その他営業収益	141,341 255,436	未払費用 未収収益	108,636 180,142
同一の親会社を持つ会社	RREEF Investment GmbH	ドイツ フランクフルト	6,000 千ユーロ	投資 運用業	なし	サービスの提供	*3 その他営業収益	100,504	未収収益	20,908
同一の親会社を持つ会社	Deutsche Asset Management Investment GmbH	ドイツ フランクフルト	115,000 千ユーロ	投資 運用業	なし	サービスの提供 運用の再委託	*1 IT、管理部門 サービス *2 委託調査 *3 その他営業収益	57,300 350,660 113,192	未払費用 未収収益	321,121 46,810
同一の親会社を持つ会社	Deutsche Asset Management S.A.	ルクセンブルク ルクセンブルク	30,677 千ユーロ	投資 運用業	なし	サービスの提供	*1 IT、管理部門 サービス *3 その他営業収益	2,154 313,254	未払費用 未収収益	10,827 234,386

同一の親会社を持つ会社	Deutsche Asset Management International GmbH	ドイツ フランク フルト	8,000 千ユーロ	投資 運用業	なし	サービスの提供	*1 IT、管理部門 サービス *3 その他営業収益	62,343 151,628	未払費用 未収収益	138,322 180,832
-------------	--	--------------------	---------------	-----------	----	---------	----------------------------------	-------------------	--------------	--------------------

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- *1 当該会社とのサービス契約ないし、当社のIT環境、総務購買部門等の管理部門業務に関連し支出した費用の計上を行っております。
- *2 当該会社とのサービス契約に基づき、発生した費用の計上を行っております。
- *3 当該会社とのサービス契約に基づき、予め定められた料率で計算された収益の計上を行っております。

2. 親会社に関する注記

(1) 親会社情報

Deutsche Bank Aktiengesellschaft フランクフルト証券取引所に上場
 ニューヨーク証券取引所に上場

(1株当たり情報)

項目	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
1株当たり純資産額	98,994.29 円	81,952.31 円
1株当たり当期純利益金額	19,256.86 円	2,129.78 円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
当期純利益金額（千円）	1,185,452	131,109
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株主に係る当期純利益金額（千円）	1,185,452	131,109
期中平均株式数（株）	61,560	61,560

1. 中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)第38条及び第57条の規定に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

中間財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てにより記載しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間(平成30年4月1日から平成30年9月30日まで)の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による中間監査を受けております。

中間財務諸表

(1)中間貸借対照表

(単位：千円)

当中間会計期間末 (平成30年9月30日)	
資産の部	
流動資産	
預金	4,180,235
前払費用	15,145
未収入金	1,085
未収委託者報酬	591,926
未収運用受託報酬	8,622
未収収益	2,160,684
立替金	33,572
為替予約	14,012
流動資産計	7,005,284
固定資産	
投資その他の資産	1,010,322
繰延税金資産	969,038
その他	41,284
固定資産計	1,010,322
資産合計	8,015,607
負債の部	
流動負債	
預り金	56,486
未払金	380,869
未払手数料	295,529
その他未払金	85,340
未払費用	1,809,727
未払法人税等	31,098
未払消費税等	※1 15,678
賞与引当金	269,500
為替予約	26,738
流動負債計	2,590,099
固定負債	
長期未払費用	53,757
退職給付引当金	460,014
賞与引当金	62,395
固定負債計	576,168
負債合計	3,166,268
純資産の部	
株主資本	
資本金	3,078,000
資本剰余金	
資本準備金	1,830,000
資本剰余金計	1,830,000
利益剰余金	
その他利益剰余金	△58,874
繰越利益剰余金	△58,874
利益剰余金計	△58,874
株主資本計	4,849,125
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	213

評価・換算差額等合計
純資産合計
負債・純資産合計

213
4,849,339
8,015,607

(2)中間損益計算書

(単位：千円)

当中間会計期間	
(自 平成30年4月1日	
至 平成30年9月30日)	
営業収益	
委託者報酬	2,641,781
運用受託報酬	9,045
その他営業収益	1,055,441
営業収益計	3,706,268
営業費用	
支払手数料	1,339,568
その他営業費用	532,593
営業費用計	1,872,161
一般管理費	1,767,570
営業利益	66,535
営業外収益	4,019
営業外費用	※1 17,192
経常利益	53,363
特別損失	※2 124,473
税引前中間純損失（△）	△71,110
法人税、住民税及び事業税	△34,853
法人税等調整額	159,730
法人税等合計	124,877
中間純損失（△）	△195,987

重要な会計方針

	当中間会計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	その他有価証券 時価のあるもの 当中間会計期間末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	時価法を採用しております。
3. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。但し、当中間会計期間末の計上額はありません。 (2) 賞与引当金 従業員等に対する賞与の支払及び親会社の運営する株式報酬制度に係る将来の支払に備えるため、当社所定の計算基準により算出した支払見込額の当中間会計期間負担分を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 ① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。 ② 数理計算上の差異の費用処理方法 数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を翌期から費用処理することとしております。
4. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建の金銭債権債務は、中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
5. その他中間財務諸表のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

注記事項

(表示方法の変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当中間会計期間の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末 (平成30年9月30日)
※1 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺の上、流動負債の「未払消費税等」として表示しております。

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)	
※1 営業外費用の主要項目 為替差損	12,892千円
※2 特別損失の主要項目 割増退職金	124,473千円

(リース取引関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

当中間会計期間末（平成30年9月30日）

金融商品の時価等に関する事項

平成30年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりであります。

(単位:千円)

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1)預金	4,180,235	4,180,235	-
(2)未収委託者報酬	591,926	591,926	-
(3)未収収益	2,160,684	2,160,684	-
(4)投資有価証券 その他の有価証券	10,693	10,693	-
資産計	6,943,540	6,943,540	-
(1)未払手数料	295,529	295,529	-
(2)未払費用	1,809,727	1,809,727	-
(3)未払法人税等	31,098	31,098	-
負債計	2,136,355	2,136,355	-
デリバティブ取引 (*1) ヘッジ会計が適用されていないもの	(12,725)	(12,725)	-
デリバティブ取引計	(12,725)	(12,725)	-

(*1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1)預金、(2)未収委託者報酬及び(3)未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4)投資有価証券

投資有価証券はその他有価証券に区分されており、時価については、基準価額によっております。

また、有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照下さい。

負 債

(1)未払手数料、(2)未払費用及び(3)未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記を参照下さい。

(有価証券関係)

当中間会計期間末（平成30年9月30日）

その他有価証券

(単位:千円)

	種類	中間貸借対照表 計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	その他	8,526	8,192	333
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	その他	2,167	2,193	△25
合計		10,693	10,386	307

(デリバティブ取引関係)

当中間会計期間末（平成30年9月30日）

ヘッジ会計が適用されていないもの

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物は通貨のみであり、中間貸借対照表日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。

通貨関連（時価の算定方法は、先物為替相場によっております。）

(単位:千円)

区分	取引の種類	契約額等		時価	評価損益
		契約額等	うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建				
	米ドル	1,312,856	-	△26,307	△26,307
	ユーロ	843,038	-	13,545	13,545
	豪ドル	14,360	-	△430	△430
	シンガポールドル	27,064	-	773	773
	買建 ユーロ	51,901	-	△306	△306
合計		2,249,221	-	△12,725	△12,725

(セグメント情報等)

セグメント情報

当中間会計期間（自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日）

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

当中間会計期間（自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当社は有形固定資産を保有していないため、記載しておりません。

3. 主要な顧客ごとの情報

当社の主要な顧客は一般投資家であり、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める顧客が存在しないため記載を省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当中間会計期間（自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日）

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当中間会計期間（自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日）

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

当中間会計期間（自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日）

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

	当中間会計期間末 (平成30年9月30日)
1株当たり純資産額	78,774円19銭
1株当たり中間純損失金額（△）	△3,183円68銭

（注）1． 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、1株当たり中間純損失金額であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2． 1株当たり中間純損失金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	当中間会計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)
中間純損失金額（△）（千円）	△195,987
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る中間純損失金額（△）（千円）	△195,987
普通株式の期中平均株式数(株)	61,560

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1)自己またはその取締役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2)運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3)通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)及び(5)において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4)委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5)上記(3)及び(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1)定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2)訴訟その他重要事項

委託会社及びファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

①受託会社

名 称	株式会社りそな銀行
資本金の額	279,928百万円（2018年3月末現在）
事業の内容	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

<参考>再信託受託会社の概要

名 称	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
資本金の額	51,000百万円（2018年3月末現在）
事業の内容	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

関係業務の概要 受託会社より委託を受け、当ファンドの信託事務の一部（信託財産の管理等）を行います。

②販売会社

名 称	資本金の額	事業の内容
損保ジャパン日本興亜DC証券株式会社	3,000百万円 (2018年3月末現在)	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

③投資顧問会社

名 称	DWSインベストメントGmbH
資本金の額	11,500万ユーロ（約149億円）（2018年3月末現在）
事業の内容	有価証券等に係る投資顧問業務及びその業務に付帯関連する一切の業務を営んでいます。

（注）ユーロの円換算は、便宜上、2018年11月末現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝129.19円）によります。

2【関係業務の概要】

①受託会社

当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理、基準価額の計算、外国証券を保管・管理する外国の金融機関への指図等を行います。

②販売会社

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金の再投資、償還金及び一部解約金の支払い等を行います。

③投資顧問会社

委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受け、Aコースの為替ヘッジに係る運用指図及びマザーファンドの運用指図等を行います。

3【資本関係】

委託会社及び投資顧問会社の最終的な親会社は、ドイツ銀行です。

第3【その他】

- (1) 交付目論見書（金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書のうち、同法第15条第2項の規定により交付される目論見書をいいます。以下同じ。）及び請求目論見書（金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書のうち、同法第15条第3項の規定により交付される目論見書をいいます。以下同じ。）の表紙に、それぞれ「投資信託説明書（交付目論見書）」及び「投資信託説明書（請求目論見書）」と記載するほか、金融商品取引法に基づく目論見書である旨を記載する場合があります。また、使用開始日及び委託会社の金融商品取引業者登録番号を記載することがあります。
- (2) 交付目論見書及び請求目論見書の表紙等に、(i)委託会社の名称、設立年月日、本店の所在地及びロゴマーク、(ii)申込取扱場所である販売会社の名称及びロゴマーク、(iii)ファンドの形態及びロゴマークを記載することがあります。また、図案を採用することがあります。
- (3) 交付目論見書の表紙等に、以下の趣旨の事項を記載することがあります。
 - ①投資信託の財産は、受託会社において信託法に基づき分別管理されています。
 - ②ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読み下さい。
- (4) 請求目論見書の表紙裏に、以下の趣旨の事項の全部または一部を記載することがあります。
 - ①投資信託は、株式・債券等の値動きのある証券（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本が保証されているものではありません。
 - ②投資信託は、預金保険及び保険契約者保護機構の保護の対象にはなりません。
 - ③登録金融機関を通じて購入された投資信託は、投資者保護基金による支払い対象にはなりません。
 - ④投資信託は、金融機関の預貯金と異なり、元本及び利息の保証はありません。
- (5) 請求目論見書の巻末に、用語の解説を添付することがあります。
- (6) 請求目論見書の巻末に、信託約款を掲載します。
- (7) 有価証券届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表等を付加して交付目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
- (8) 交付目論見書及び請求目論見書は電子媒体等として使用されるほか、インターネット等に掲載されることがあります。
- (9) 交付目論見書または請求目論見書に、委託会社が作成する法定外資料の作成及び当該資料の入手に必要な情報の照会方法を記載することがあります。
- (10) ファンドの運用状況に関する情報を、日次、週次、月次等のデータとして、文章、数値、表、グラフ等で表示することがあります。その際、当該実績は過去のものであり、将来の運用成果等を保証するものではない旨を注記することがあります。なお、データは適時、更新されます。
- (11) 投信評価機関、投信評価会社等からのファンドに対するレーティングを取得し、当該レーティングを使用することがあります。

独立監査人の監査報告書

平成30年6月12日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 野島 浩一郎 ⑨
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第34期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の平成30年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成30年5月16日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 荒川 進
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているDWS グローバル公益債券ファンドDC Aコース（為替ヘッジあり）の平成29年4月21日から平成30年4月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、DWS グローバル公益債券ファンドDC Aコース（為替ヘッジあり）の平成30年4月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成30年5月16日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 荒川 進
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているDWS グローバル公益債券ファンドDC Bコース（為替ヘッジなし）の平成29年4月21日から平成30年4月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、DWS グローバル公益債券ファンドDC Bコース（為替ヘッジなし）の平成30年4月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成30年11月30日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 林 秀行 ⑨
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第35期事業年度の中間会計期間（平成30年4月1日から平成30年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の平成30年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成30年4月1日から平成30年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成30年11月21日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 荒川 進
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているDWS グローバル公益債券ファンドDC Aコース（為替ヘッジあり）の平成30年4月21日から平成30年10月20日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、DWS グローバル公益債券ファンドDC Aコース（為替ヘッジあり）の平成30年10月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成30年4月21日から平成30年10月20日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注） 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成30年11月21日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御 中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 荒川 進
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているDWS グローバル公益債券ファンドDC Bコース（為替ヘッジなし）の平成30年4月21日から平成30年10月20日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、DWS グローバル公益債券ファンドDC Bコース（為替ヘッジなし）の平成30年10月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成30年4月21日から平成30年10月20日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注） 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。